

事務事業評価資料

施策名	「農」への積極的な関わりの推進		所管部局課名	農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室					
事業名	楽農学校事業		担当者電話番号	楽農生活係 内線3949					
事業目的	生きがいや本格的な農業を目指す人等を対象に農業の知識や技術の習得等を支援								
事業内容	県民に楽農生活が実践できる機会等を提供するため、(社)兵庫みどり公社が行う楽農学校事業等に対して助成 ①補助対象者 (社)兵庫みどり公社 ②補助対象経費 事業経費の10/10以内					事業開始年度	平成16年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(15,280千円) 15,280千円		(4,763千円) 14,783千円		(4,763千円) 15,248千円			
	人件費②	14,620千円	従事人員 1.8人	14,414千円	従事人員 1.8人	14,216千円	従事人員 1.8人		
	総コスト(①+②)	29,900千円	従事人員 1.8人	29,197千円	従事人員 1.8人	29,464千円	従事人員 1.8人		
事業の目標	楽農学校受講者数			[目標設定理由] 楽農生活の実践を希望する人を支援する必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	楽農学校受講者数	156人 156人 156人	H23 H24 H25	156 (192千円)	132 (221千円)	156 (189千円)	100%	84.6%	100%
評価結果	必要性	・本県では、県民が食と農に親しむライフスタイル「楽農生活」を推進している。楽農生活の実践を促進するため、楽農生活センターのフィールドを用いて、就農コース、生きがい農業コースなどによる多様な人材育成や農業体験を実施する必要がある。							
	有効性	・平成17～23年度までの就農コース修了生81名のうち、60名が就農するなど、高い就農率(74.1%)となっており、農に関する人材育成として有効である。							
	効率性	・各コース等の運営にあたっては、就農コースと生きがい農業コースの指導員を一括運用するなど、効率的な運用を図っている。							
	民間・市町との役割分担	・兵庫楽農生活センターでは、食と農に関する各種体験プログラムを民間事業者と役割分担(県：就農コース、生きがい農業コース等実施、民間：野菜栽培、加工体験等)して運営している。							
	受益と負担の適正化	・受講生からは受講料を徴収しており、受益者は相応の負担をしている。 (生きがい農業コース(半年間) : 35千円/人) (就農コース(1年間) : 150千円/人) (アグリビジネスコース(1年間) : 24.5千円/人)							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県民が食と農に親しむライフスタイル「楽農生活」を推進するため、兵庫楽農生活センターのフィールドを活用した多様な人材育成、農業体験等を、引き続き実施する。 なお、就農コースについては、平成24年度から、国研修機関が行う研修への受講生・職員の派遣や外部講師による6次産業化、マーケティング等の講義など研修の高度化を行い、国庫補助を活用して事業を実施している。								

事務事業評価資料

施策名	「農」への積極的な関わりの推進		所管部局課名	農政環境部農政企画局総合農政課					
事業名	ひょうご市民農園整備推進事業		担当者電話番号	楽農生活係 内線3949					
事業目的	楽農生活の身近な実践の場となる市民農園整備を推進								
事業内容	食と「農」に親しむ「楽農生活」を実践する身近な場づくりとして、市町等による市民農園整備・推進に対し助成する ①レベルアップ型 ・事業内容 小規模市民農園の整備及び既存施設の向上に係る整備 ・事業主体 市町、農協、農業者の組織する団体、生産緑地内で農業体験農園を開設する者等 1,500千円（県1/2、市町等1/2）×8地区 ②公社型 ・事業内容 公社が先導役として開設する市民農園の整備 ・事業主体 （社）兵庫みどり公社 ・事業費 3,000千円（県1/2、公社1/2）×5地区 ③大規模型 ・事業内容 区画整備、多目的施設整備等 ・事業主体 市町、農協、農業者の組織する団体等 ・事業費 40,000千円（国1/2、市町等1/2）×3地区				事業開始年度	平成19年度～			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(5,565千円) 5,565千円		(13,500千円) 73,500千円		(13,500千円) 73,500千円			
	人件費②	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円 従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	7,189千円	従事人員 0.2人	75,102千円	従事人員 0.2人	75,080千円 従事人員 0.2人			
事業の目標	①登録市民農園数：400農園（H25）			【目標設定理由】 身近な農作業体験の場である市民農園を県民が気軽に利用できるよう、兵庫楽農生活センターホームページで登録・公表する市民農園を400農園確保する。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	登録市民農園数	440 農園	H27	364 (342千円)	384 (3,755千円)	400 (4,692千円)	82.7%	87.3%	90.9%
評価結果	必要性	・本県が全国に先駆けて提唱する、県民が食と農に親しむライフスタイル「楽農生活」の推進を図るため、「楽農生活」の身近な実践の場として、市民農園の整備を推進する必要がある。							
	有効性	・市民農園整備費に対する助成は、市町、JA、農業者の組織する団体等、多様な実施主体を対象としている。また、地域の体制整備等に対する支援も行っており、市民農園の開設に着実に効果をあげている。							
	効率性	・市民農園整備に対する助成にあたっては、整備施設の実施基準を設けることで、質の高い市民農園整備が効率的に図られるように配慮している。							
	民間・市町との役割分担	・市町は、地域における運営・整備体制を整備するため、協議会の開催やニーズ調査、普及啓発活動等に取り組む一方、県は、市町等に対して指導や整備費の助成を行うなど、県と市町が連携して市民農園の整備推進を図っている。							
	受益と負担の適正化	・市民農園整備に対する助成制度は、県1/2、市町等1/2（又は国1/2、市町等1/2）となっており、地元市町等は受益に対して適正に負担をしている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	(継続)	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	本県が提唱する、県民が食と農に親しむライフスタイル「楽農生活」をより一層定着させるため、「楽農生活」の実践の場としての市民農園整備を今後も積極的に推進する必要がある。								

事務事業評価資料

施策名	「農」を支える交流の促進		所管部局課名	農政環境部農政企画局総合農政課					
事業名	都市農村交流バス運行支援事業		担当者電話番号	楽農生活係 内線3949					
事業目的	都市農村交流人口の拡大								
事業内容	都市農村交流施設への訪問、農村部からの消費地訪問、農村PRのためのツアー、都市住民等ボランティアによる農作業実施のためのバス運行経費を助成 ①補助対象者 一般県民 ②補助対象経費 定額（限度額：日帰り 25千円、1泊2日 50千円） ③事業主体 県〔(社)兵庫みどり公社へ補助〕				事業開始年度	平成11年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 14,742千円		(0千円) 27,693千円		(0千円) 21,388千円			
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	15,554千円	従事人員 0.1人	28,494千円	従事人員 0.1人	22,178千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	バス利用台数 750台			【目標設定理由】 過疎による農村人口の減少を交流人口で補うため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	都市農村交流バス利用台数	750台 950台 750台	H23 H24 H25	451 (34千円)	527 (54千円)	750 (30千円)	60.1%	55.5%	100.0%
評価結果	必要性	・都市農村交流の推進により農山漁村に賑わいを取り戻し活性化を図るための一手法として、都市住民と農村住民の双方向の交流を推進することが必要である。							
	有効性	・平成23年度は、当事業によるバス代助成制度を利用して約15,000人が農山漁村を訪れて農林漁業体験や都市農村交流を行っており、交流人口拡大に有効である。							
	効率性	・多くの県民が助成制度を活用することで都市農村交流が推進されるよう、インターネット等を活用した制度の周知に努めているほか、県民が利用しやすいよう都市農村交流情報を発信している兵庫みどり公社で実施しており、効率的な運用を行っている。							
	民間・市町との役割分担	・県は、都市農村交流の啓発、交流施設のPR、都市住民と農山漁村住民のマッチングを図る一方、市町は、農山漁村交流施設の充実や受け入れ団体・住民の意識醸成を図るなど、県と市町が連携して都市農村の交流促進を図っている。							
	受益と負担の適正化	・助成額は、バス代の一部（限度額：日帰り25千円、1泊2日50千円）であり、受益者は相応の負担を行っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	人口減少が進む中、農山漁村に賑わいを取り戻し活性化を図るためには、都市農村交流を推進して交流人口の拡大を図る必要があり、貸切りバスを活用した団体による都市農村交流活動を促進するため、引き続き事業を実施する。H25年度より一部要件を見直し、さらなる利用促進を図る。(主な見直し内容は以下のとおり) ①「グリーン・ツアーズ」における「視察30分以上、体験30分以上」の要件を、「体験60分以上」でも可とする。 ②「ふるさとむら活動支援バス」を「農山村応援活動バス」に改め、助成範囲を農村ボランティア受入集落として登録している「ふるさとむら」での活動に限らず、中山間地域の農山村への支援活動にも拡大。								

事務事業評価資料

施策名		中山間地域等の活力ある農山漁村づくり		所管部局課名	農政環境部農政企画局楽農生活室					
事業名		中山間地域等直接支払交付金		担当者電話番号	楽農生活係 内線3954					
事業目的		農業の生産条件の不利な中山間地域等において、担い手育成等による農業生産活動の維持を通じて、農地が持つ洪水防止、水源のかん養等の多面的機能を確保する。								
事業内容		5年以上継続して行う農業生産活動、農用地保全体制の整備等に対し、直接支払交付金を交付する。			事業開始年度	平成12年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(240,089千円) 704,237千円		(240,196千円) 704,578千円		(264,034千円) 773,998千円				
	人件費②	25,990千円	従事人員 3.2人	25,626千円	従事人員 3.2人	25,274千円	従事人員 3.2人			
	総コスト(①+②)	730,227千円	従事人員 3.2人	730,204千円	従事人員 3.2人	799,272千円	従事人員 3.2人			
事業の目標		中山間地域の農地が持つ多面的機能を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、本事業の取組み面積を増加させる。			【目標設定理由】 中山間地域において、耕作放棄等の発生を防止し、農地の多面的機能を発揮させる。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H23	H24	H25
		実施面積	5,541ha	H27	5,098ha (143千円)	5,091ha (143千円)	5,541ha (144千円)	92.0%	91.9%	100.0%
評価結果	必要性	・中山間地域等においては、農業の生産条件の不利性を起因とする耕作放棄等の発生が懸念される。農地が有する水源かん養や洪水防止等の多面的機能を発揮させるために、当制度を実施し農業生産活動を継続させる必要がある。								
	有効性	・耕作放棄の発生防止、農道・水路等の適切な共同管理活動の実施、集落内でのコミュニケーションの増加に伴う積極的な活動展開などにより、農地の保全、地域の活性化等の効果が確認できていることから、制度の有効性が認められる。								
	効率性	・本制度は、耕作放棄地の発生を防止する点で遊休農地対策の一つであり、また、生産調整の目標を達成していないと交付金が支給されない。このことから、これらの施策と密接に関連しており、市町や農家に対し一体的な支援を実施している。								
	民間・市町との役割分担	・市町は、事業主体として農家で構成する協定集落への交付金の交付及び指導を行い、県は、制度の適正執行や他施策との連携等について、市町に対し指導することとしており、県、市町との役割分担を図っている。								
	受益と負担の適正化	・交付金の交付にあたっては、国、県、市町がそれぞれ、1/2、1/4、1/4を負担(通常地域)することとしている。								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	国が定めた平成22年度からの5カ年事業であり、国の「中山間地域等直接支払交付金実施要領」等に則った実施方法や負担割合で、引き続き事業を実施する。 H25年度は、事業の取組み面積を増加させるため、対策期間途中の面積の追加や新規取組を推進するとともに、新たに国が制度拡充した「集落連携促進加算」を実施。									

事務事業評価資料

施策名	中山間地域等の活力ある農山漁村づくり		所管部局課名	農政環境部農政企画局総合農政課					
事業名	中山間地域活性化緊急対策事業		担当者電話番号	楽農生活係 内線3934					
事業目的	中山間地域の農業生産活動を強化するため、先進的な契約等により販売先を確保し、生産、加工、販売、流通の拡大を図る取り組みを支援。								
事業内容	1 活性化推進事業 ①内容 集落の複数農家と小売店等を継続的に結びつける取組を支援 ②事業費 (100千円、200千円)×24グループ 2 活性化整備事業 ①内容 生産等の拡大に必要な機器整備等を支援 ②事業費 @1,000千円×24グループ			事業開始年度	平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(4,885千円) 6,807千円		(8,000千円) 10,400千円		(0千円) 0千円			
	人件費②	10,559千円	従事人員 1.3人	10,410千円	従事人員 1.3人	0千円 0.0人			
	総コスト(①+②)	17,366千円	従事人員 1.3人	20,810千円	従事人員 1.3人	0千円 0.0人			
事業の目標	集落農家と小売店、加工業者等との継続的取引件数(年間24件)			[目標設定理由] 4法指定地域24市町で1集落ずつのマッチング。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	取引マッチング(推進事業地区数)	24件/年	H22~24	21件 (827千円)	17件 (1,224千円)	0件 (0千円)	87.5%	70.8%	廃止
評価結果	必要性	・高齢化と人口減少により衰退する中山間地域の活性化の根幹となる農業生産活動を強化するため、緊急対策としてソフト・ハード両面からその取り組みを支援する事業が必要であったが、地域の要望に対応できたことから必要性が低下した。							
	有効性	・小売店、加工業者等との継続的な取引に結びつけるための取り組みや小規模施設等の導入を支援することにより、地域の農産物の生産、加工、販売、流通等の拡大を図り、農業所得の向上による集落全体の活性化につながった。							
	効率性	・事業の実施にあたっては、県が、地域の農業者グループ等と小売店、加工業者等とのマッチングを図ることとしており、効果的な取り組みの実施が期待できた。							
	民間・市町との役割分担	・市町は、集落の選定、小売店、加工業者等の把握等を実施し、県は、広域的なマッチングと制度のPRを行うこととしており、県、市町の役割分担を図った。							
	受益と負担の適正化	・補助金の交付にあたっては、活性化推進事業は定額50千円(事業費100千円以上200千円未満)、定額100千円(事業費200千円以上)、活性化整備事業については県1/3、市町・地元2/3を負担し、受益者は相応の負担をした。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他			
説明	本事業は、直売所向けの小規模な加工品開発についてモデル的に育成することを目的として、これまで81地区が本事業に取り組んできた。当初目的の中山間地域の先導的なモデルが育成され、地域の要望等にも対応できたことから廃止する。								

事務事業評価資料

施策名	豊かな暮らしを支える地産地消と新たな流通の展開		所管部局課名	農政環境部農政企画局総合農政課					
事業名	地域直売所整備促進事業		担当者電話番号	県民運動支援係 内線4051					
事業目的	①安全で新鮮な県産農林水産物提供の場の創出 ②都市と農村の交流活動などを通じた地産地消の推進拠点の整備								
事業内容	地産地消の一層の推進を図るため、農産物の直売所設置等を支援 ①都市地域直売施設マッチング事業 ・事業内容 生産者と都市地域消費者等のニーズのマッチング、地産地消のPR資材の作成・配布 ・事業主体 県 ・事業費 608千円 ②産地直売促進事業 ・事業内容 都市地域の住民と交流意向をもつ農林漁業者等の地域団体が都市地域で農産物販売及び交流活動等を実施 ・事業主体 農林漁業者等の組織する団体 ・事業費 1,300千円(県10/10) ③生産力強化支援事業 ・事業内容 直売所向け生産活動に必要な機械や資材の導入を支援 ・事業主体 農林漁業者の組織する団体、直売所開設者(JA、市町等)等 ・事業費 1,500千円(県1/3、事業主体2/3)×13ヶ所 ④直売施設等整備事業 ・事業内容 直売拠点の設置に必要な施設や備品整備等を支援 ・事業主体 協議会、NPO、JA、農林漁業者等の組織する団体等 ・事業費 3,000千円(県1/3、事業主体2/3(中山間地域の事業主体が都市部に直売所を設置する場合:県1/2、事業主体1/2)×13ヶ所			事業開始年度	平成21年度～				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(945千円) 1,887千円		(26,608千円) 27,908千円		(26,608千円) 27,908千円			
	人件費②	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円 従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	3,511千円	従事人員 0.2人	29,510千円	従事人員 0.2人	29,488千円 従事人員 0.2人			
事業の目標	①農産物直売所の利用者数			[目標設定理由]農産物直売所は地産地消の推進拠点として機能しているため					
	②農産物直売所への参加農家数			[目標設定理由]農産物直売所は地産地消の推進拠点として機能しているため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	農産物直売所の利用者数	24,200千名	H27	19,447千名 (7千円)	21,400千名 (15千円)	22,500千名 (27千円)	80.4%	88.4%	93.0%
農産物直売所への参加農家数	25,000名	H27	22,642名 (1千円)	22,770名 (231千円)	22,900名 (227千円)	90.6%	91.1%	91.6%	
評価結果	必要性	気運が高まっている現在、直売活動への支援をすることで地産地消の推進が一層進むことから、本事業は必要である。							
	有効性	目標に向けた達成度は利用者数については80%、参加農家数については90%を超えており、有効である。							
	効率性	交流活動への助成と生産活動及び施設整備等に対する助成を組み合わせ、効率的に行われている。							
	民間・市町との役割分担	市町等は地域における運営・整備体制の指導に当たる一方、県は市町等に対して指導や整備費の助成を行う等、県と市町等が連携して直売所の整備推進を図っている。							
	受益と負担の適正化	生産力強化支援事業は、県1/3：市町等2/3、直売施設整備事業は、県1/2：市町等1/2、または、県1/3：市町等2/3となっており、事業実施主体は受益に対して適正に負担している。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他			
説明	地産地消をより一層定着させるため、推進拠点としての直売施設整備を今後も積極的に推進する必要がある。								

事務事業評価資料

施策名	意欲ある多様な農業の担い手育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課						
事業名	集落営農組織育成総合対策事業		担当者電話番号	経営構造係 内3944						
事業目的	集落営農の組織化、既存組織の経営の質の向上									
事業内容	(1) 集落営農育成員の設置 相談窓口となる集落営農育成員（6名）の設置 (2) 集落営農活性化塾の開催 地域段階で実施する集落営農リーダーの育成、既存組織で実務を担うスタッフの資質向上などの取り組みに対し支援 ①補助対象者 県担い手育成総合支援協議会 ②補助率 10/10 (3) 集落営農広域パートナーシップ支援事業 近隣集落共同での組織化に対する取組を支援 ①補助対象者 県担い手育成総合支援協議会 ②補助率 10/10 (4) 集落営農スクラム事業 集落営農組織が協力、連携して生産量の大ロット化等による特産品の生産・販売に対する取り組みを支援 ①補助対象者 県担い手育成総合支援協議会 ②補助率 1/2以内 (5) 集落営農組織高度化促進事業 集落単位での営農活動に必要な共同利用機械・施設の導入経費の助成 ①補助対象者 市町 ②補助対象経費 導入経費の1/3以内				事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	52,484千円		52,013千円		48,246千円				
	人件費②	30,051千円	従事人員 3.7人	39,239千円	従事人員 4.9人	35,541千円 従事人員 4.5人				
	総コスト(①+②)	82,535千円	従事人員 3.7人	91,252千円	従事人員 4.9人	83,787千円 従事人員 4.5人				
事業の目標	地域農業の担い手としての集落営農組織数			[目標設定理由] 本県農業を担う担い手として集落営農組織の育成が必要であるため						
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
	集落営農組織数(集落数)	1200集落	27	997集落 (3,439千円)	1065集落 (1,342千円)	1110集落 (1,862千円)	H23 83.1%	H24 88.8%	H25 92.5%	
評価結果	必要性	・小規模兼業農家が多い本県農業の持続的発展を図る上で、これら農家が参加できる集落営農組織の育成が重要であり、「ひょうご農林水産ビジョン2020」で平成32年度1,500集落の組織化を目標としている。集落営農組織の育成や既存集落営農組織の継続性確保に当たっては、リーダーの育成、スタッフの資質向上及び機械の導入支援等が不可欠である。								
	有効性	・集落営農の組織化に係る課題解決の方法を学ぶことや、経営力の強化、営農活動に必要な共同利用機械・施設の整備を支援することで、組織化や経営の複合化へのインセンティブとなり、集落営農の活性化が促進され、本県農業・農村の持続的な発展に資する。								
	効率性	・農業者の相談窓口の一元化、関係機関一体となった効率的な支援を行うほか、共通の目的を持った集落のリーダー等が集まり、情報交換や相互研鑽を通じて課題解決に取り組むことで、組織化の推進、既存組織の継続性確保等、事業効果の効率的発現が図られる。								
	民間・市町との役割分担	・市町は、機械導入計画の策定や目標の進行管理 ・県は市町・JA等関係機関との連絡調整及び指導、集落営農組織等への直接的な相談等を実施 ・市町及び担い手育成の推進母体である県・地域担い手協議会は、集落営農活性化塾の開催など、関係機関の役割分担を明確化している。								
	受益と負担の適正化	・県と市町等とが適切な連携・役割分担のもと、事業実施し、受益者である集落営農関係者は、塾等で得た知識・ノウハウ等成果について、自らが主体となって集落構成員や組織構成員へ普及・還元し、合意形成活動等を行うなど、受益と負担の適正化を図っている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続		実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	集落営農組織の育成や継続性の向上は、喫緊の課題であることから引き続き本事業を実施する。									

事務事業評価資料

施策名	意欲ある多様な農業の担い手育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課					
事業名	担い手育成総合支援事業		担当者電話番号	担い手支援係 内3952					
事業目的	農業者の高齢化、後継者不足等に伴う農地の遊休化や農業生産力の低下に歯止めをかけ、効率的かつ安定的な経営体を育成するため、認定農業者や集落営農組織等の担い手育成を支援								
事業内容	(1)担い手育成支援事業 担い手育成の主たる機関である担い手育成総合支援協議会が実施する総合的な担い手育成に対する支援 ①補助対象者 県担い手育成総合支援協議会 地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会 ②補助率 県段階10/10、地域段階1/2 (2)農業委員会等集落農地利用調整活動事業 認定農業者等担い手への農地の利用集積を効率的に促進 ①補助対象者 農業会議 ②補助率 10/10 (3)農業経営改善指導マネージャーの設置 認定農業者等に対する経営改善に係る相談・指導体制を整備 (4)兵庫県農業会議参事設置事業 県農業会議における担い手の育成・確保についての指揮・調整等のため農業会議参事を設置			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(11,532千円) 13,532千円		(10,642千円) 12,642千円		(9,843千円) 11,043千円			
	人件費②	9,746千円	従事人員 1.2人	9,610千円	従事人員 1.0人	9,478千円 従事人員 1.0人			
	総コスト(①+②)	23,278千円	従事人員 1.2人	22,252千円	従事人員 1.2人	20,521千円 従事人員 1.2人			
事業の目標	①地域農業の担い手としての認定農業者数			[目標設定理由] 本県農業を担う担い手として認定農業者の育成が必要であるため					
	②地域農業の担い手としての集落営農組織数			[目標設定理由] 本県農業を担う担い手として集落営農組織の育成が必要であるため					
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	認定農業者数(経営体数)	2,800	27	2,522 (9千円)	2,680 (9千円)	2,720 (9千円)	90.1%	95.7%	97.1%
集落営農組織数(集落数)	1,200	27	997 (23千円)	1,065 (22千円)	1,110 (21千円)	83.1%	88.8%	92.5%	
評価結果	必要性	・ひょうご農林水産ビジョン2020に基づき、認定農業者や集落営農組織等の農業の担い手を育成することとしている。このため、担い手に対する経営改善に関する研修会等の実施が必要である。							
	有効性	・農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会が、認定農業者候補者や組織化候補集落のリーダーに直接働きかけることにより、認定農業者や組織化へ移行する等、インセンティブを与えるための手段として極めて有効である。							
	効率性	・農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会の構成員は、県段階では、県やJA中央会、農業会議等、地域段階では、市町やJA、農業委員会等の関係団体で構成されており、担い手育成に係る関係機関がお互いに担い手となる者を明確化し、情報の共有化、役割分担の明確化により効率的かつ効果的な活動が実施できる。							
	民間・市町との役割分担	・県は、担い手育成に係る指導方針を策定 ・市町は、認定農業者の認定及び地域段階での集落営農組織の育成方針を策定 ・農業会議・農業委員会は担い手への農地の流動化及び集積 ・JAは集落営農組織の育成等、各関係機関の役割分を明確化。							
	受益と負担の適正化	・担い手育成は、これまでも県及び各地域担い手育成総合支援協議会が連携をとりながら実施している。 ・地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会が事業主体となる場合は負担率1/2としており、応分の負担を求めている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	本県農業の高齢化、農業従事者の減少という実態を踏まえ、農業の担い手となる認定農業者及び集落営農組織の育成は、喫緊の課題であることから、引き続き本事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	意欲ある多様な農業の担い手育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課					
事業名	企業の農業参入推進事業		担当者電話番号	経営企画係 内3932					
事業目的	農業・農村の活性化を図るため、多様な担い手の一つとして意欲ある企業等の農業参入を推進								
事業内容	企業が新たに農業参入する場合等に必要となる経費に対して支援等を行う。 ①補助対象者：農業参入企業 ②補助対象経費：農業生産技術・経営ノウハウ習得費、農産物を活用した新商品開発等経費 ③標準事業費：1,000千円 ④補助率：県1/2以内			事業開始年度	平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(4,300千円) 4,300千円		(7,800千円) 7,800千円		(7,800千円) 8,100千円			
	人件費②	4,873千円	従事人員 0.6人	7,207千円	従事人員 0.9人	7,108千円 従事人員 0.9人			
	総コスト(①+②)	9,173千円	従事人員 0.6人	15,007千円	従事人員 0.9人	15,208千円 従事人員 0.9人			
事業の目標	多様な担い手の一つとして意欲ある企業等の農業参入数			[目標設定理由]農業・農村の活性化を図るためには、新たな担い手として新たに企業等が農業参入する必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	補助対象企業数	10企業	23年度	8	15	15	80%	100%	100%
		15企業	24年度	(1,147千円)	(1,000千円)	(1,013千円)			
15企業	25年度								
評価結果	必要性	・農業従事者の減少や高齢化が進む中、多様な担い手の一つとして意欲ある企業等の農業参入を促進していくことは、担い手の確保、耕作放棄地の解消などの農業分野のみならず、雇用確保をはじめとする地域経済の活性化の観点からも重要である。 ・国においては企業等が農業参入する際のソフト支援事業が創設されていない。							
	有効性	・新たに農業参入する企業等の経営が不安定な立ち上がり期において、農業参入する場合に必要な農業生産から加工、販売における各種支援策は、企業等の円滑な農業参入、ひいては、本県農業・農村の活性化を図るために有効である。							
	効率性	・意欲ある企業等の円滑な農業参入を促進するため、ひょうご就農支援センターや市町、農業委員会などの関係機関とも連携し、効率的な事業実施を行っている。							
	民間・市町との役割分担	・県は、企業等を対象に農業参入に向けた法制度等のセミナーを開催し、ひょうご就農支援センターは、相談から経営安定までの総合的支援体制を整備、市町は、農地調整や農業指導者をあっせんするなど、関係機関の役割分担を明確化している。							
	受益と負担の適正化	・受益者である新たに農業参入する企業等を事業主体とし、相応の負担を課す(県：企業等＝1：1)ことで、受益と負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の担い手育成は喫緊の課題であり、多様な担い手の一つとして企業等の農業参入を促進する必要があることから、引き続き本事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	意欲ある多様な農業の担い手育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課					
事業名	新規就農促進モデルファーム設置事業		担当者電話番号	担い手支援係 内線3952					
事業目的	将来の主戦力となる新規就農者の受け皿を拡大するため、就農希望者が就農に必要な知識・技術を効率的に習得できる、農業協同組合等によるモデル農場の設置を支援し、年間300人の新規就農者の育成・確保を図る。								
事業内容	就農希望者が就農に必要な知識・技術を効率的に習得するため、県が提示する研修基準を満たす農業協同組合等のモデル農場の設置者が、研修農場を設置するのに要する経費の一部を助成。			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(8,000千円) 8,000千円		(8,000千円) 8,000千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円 1.0人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	16,008千円	従事人員 1.0人	15,898千円 1.0人			
事業の目標	研修受入者数/年間(人) 新規就農者数(60歳未満)/年間			[目標設定理由] 新規就農者数を増加させるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	研修受入者数/年間(人)	40	25	- (0千円)	27 (593千円)	40 (397千円)	-	67.5%	100.0%
新規就農者数(60歳未満)/年間(人)	300	25	- (0千円)	300 (53千円)	300 (53千円)	-	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢化が進行し、新戦力となる新規就農者の育成が急務となっていることから、就農希望者が必要な技術等を効率的に習得できる機会を拡大し、次世代の中心となる担い手としての新規就農者の育成・確保を一層推進していく必要がある。							
	有効性	・農業協同組合等による就農希望者を対象としたモデル的な研修農場の設置を支援することは、就農希望者に必要な技術等を効率的に習得させる機会の拡大につながり、新規就農者の育成・確保を図る上で有効である。							
	効率性	・就農希望者が必要な技術等を効率的に習得できるよう、ひょうご就農支援センターや市町、農業委員会などの関係機関と連携の上、効率的な事業実施を行う。							
	民間・市町との役割分担	・実施主体(農業協同組合等)は、適切な研修農場の運営を行う。 ・県は、研修農場に求められる基準を提示するとともに、円滑な研修が行われるよう農業改良普及センター等を通じ必要な支援を行う。 ・市町、農業委員会は、研修を受けた者への農地の利用調整等を行う。							
	受益と負担の適正化	・事業実施主体は、対象事業費の2/3相当を負担する。 ・研修生(就農希望者)は、研修に要する経費の1/3相当を負担する。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の担い手育成は喫緊の課題であり、新規就農者の育成・確保が必要であることから、引き続き本事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	意欲ある多様な農業の担い手育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課					
事業名	就農スタートアップ支援事業		担当者電話番号	担い手支援係 内線3952					
事業目的	農家子弟に比べ、地域との繋がりが薄く、生活・営農両面における継続的な支援を得ることが困難な非農家出身の新規就農者が、就農初期に抱える諸問題を解決できる環境を整え、新規就農者の地域への定着を促進する。								
事業内容	非農家出身の新規就農者等の早期の経営安定を図るため、地域の指導的立場にある農業者等に、技術・経営・販路確保の指導や農地確保・地域への溶け込み等の後見人的応援活動を委託する。				事業開始年度	平成24年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(11,800千円) 11,800千円		(11,670千円) 11,670千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円 1.0人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	19,808千円	従事人員 1.0人	19,568千円 1.0人			
事業の目標	支援対象新規就農者数/年間(人)			[目標設定理由] 新規就農者数を増加させるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	支援対象新規就農者数/年間(人)	40	25	- (0千円)	30 (660千円)	40 (489千円)	-	75.0%	100.0%
評価結果	必要性	・新規就農者の地域への定着を促進するためには、農家子弟に比べ、地域との繋がりが薄く、生活・営農両面における継続的な支援を得ることが困難な非農家出身の新規就農者が、就農初期に抱える諸問題を解決できる環境を整える必要がある。							
	有効性	・地域の指導的立場にある農業者等に、非農家出身の新規就農者に対する後見人的活動を委託することは、就農後間もない新規就農者を地域へ定着させる上で有効である。							
	効率性	・地域の指導的立場にある農業者等に、非農家出身の新規就農者に対する後見人的活動を委託することにより、効率的な事業実施を行う。							
	民間・市町との役割分担	・委託先となる地域の指導的立場にある農業者等は、新規就農者に適切に支援活動を行う。 ・県は、農業改良普及センター等を通じ、新規就農者に技術・経営指導等を行う。 ・市町、農業委員会は、新規就農者に対する農地の利用調整等を行う。							
受益と負担の適正化	・受益者となる新規就農者は、自らが早期に地域に定着できるよう、地域の農業者等との共同活動に積極的に関わるなど、受益と負担の適正化を図る。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の担い手育成は喫緊の課題であり、新規就農者の育成・確保が必要であることから、引き続き本事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	意欲ある多様な農業の担い手育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課					
事業名	新規就農者確保事業		担当者電話番号	担い手支援係 内線3952					
事業目的	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を促進することで、年間300人の新規就農者を育成・確保し、高齢化の進展が深刻となっている本県農業の持続的発展を図る。								
事業内容	就農時の年齢が45歳以下で、就農前に県の認める機関等で研修を受ける者（最長2年間）及び人・農地プランの中心経営体に位置付けられた就農後5年以内の者（最長5年間）の所得を確保するため、給付金を交付する。			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 680,986千円		(0千円) 485,060千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	9,610千円	従事人員 1.2人	9,478千円 従事人員 1.2人			
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	690,596千円	従事人員 1.2人	494,538千円 従事人員 1.2人			
事業の目標	新規就農者の育成・確保			[目標設定理由] 新規就農者数を増加させるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	新規就農者数 (60歳未満) /年間 (人)	300	25	— (0千円)	300 (2,302千円)	300 (1,648千円)	—	100%	100.0%
評価結果	必要性	・青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を促進するためには、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保する必要がある。							
	有効性	・就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保することは、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着の促進につながり、新規就農者の育成・確保を図る上で有効である。							
	効率性	・就農前の研修者や就農直後の新規就農者が円滑に就農・定着できるよう、市町や農業大学校、就農支援センターなどの関係機関と連携の上、円滑な給付金の給付及び効率的なフォローアップを行う。							
	民間・市町との役割分担	・県は、研修期間中の者に青年就農給付金（準備型）を給付する。 市町は、独立・自営就農直後の者に青年就農給付金（経営開始型）を給付する。							
	受益と負担の適正化	・受益者となる就農前の研修者や就農直後の新規就農者は、自らが早期に就農・定着できるよう、研修活動や農業経営に専念するものとし、受益と負担の適正化を図る。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の担い手育成は喫緊の課題であり、新規就農者の育成・確保が必要であることから、引き続き本事業を実施する。							

事務事業評価資料

施策名	集落営農組織等の担い手の育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課						
事業名	人・農地問題解決推進事業		担当者電話番号	経営企画係 内3932、経営構造係 内3944						
事業目的	地域の中心となる経営体に農地集積を促す仕組みを構築し、農業の競争力・体質強化を図る。									
事業内容	1 人・農地プラン作成事業 集落レベルでの話し合いに基づき、地域農業のあり方を記載した人・農地プランを作成する取組に対する支援 (1) 事業主体：県・市町 (2) 補助率：10/10 2 農地集積協力金 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に農地集積する場合に、協力者に対して農地集積協力金を交付 (1) 事業主体：市町 (2) 補助率：10/10			事業開始年度	平成24年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 230,660千円		(0千円) 275,660千円				
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	20,020千円	従事人員 2.5人	23,694千円 従事人員 3.0人				
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	250,680千円	従事人員 2.5人	299,354千円 従事人員 3.0人				
事業の目標	①認定農業者数 ②集落営農組織化集落数			[目標設定理由]地域農業のあり方について、集落レベルで話し合いを行い、地域の中心となる経営体と共に集落の将来像を構築するため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	認定農業者数	2,800経営体	H27	2,640 (0千円)	2,680経営体 (6,267千円)	2,720経営体 (7,484千円)	-	95.7%	97.1%	
集落営農組織化集落数	1,200集落	H27	(0千円)	1,065集落 (3,687千円)	1,110集落 (6,652千円)	-	88.8%	92.5%		
評価結果	必要性	・国において、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれるなか、土地利用形農業については、平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指すこととされ、農地の受け手となる経営体の経営安定の確保と農地集積を促進する支援策が創設された。本県では、これらの施策を活用し農業の競争力委・体質強化を推進することが必要である。								
	有効性	・農家の高齢化や農家数の減少傾向が続いており、耕作放棄地の更なる増加が懸念されるため、集落ごとの徹底した話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体への農地集積、分散した農地の連担化を促すための集積を促す仕組み等により農地集積を加速化し、これに協力する者に対して支援を行うことは有効である。								
	効率性	・人・農地プランを作成し、今後の地域の中心となる経営体を明確化にすることで、効率的に地域の担い手に農地を集積することが可能となる。								
	民間・市町との役割分担	・市町は人・農地プランを作成するための取組を行い、県は事業の円滑かつ適正な実施のために指導・助言を行うこととしており、役割分担を明確化している。								
	受益と負担の適正化	・市町・県等が適切な連携・役割分担のもと事業を実施し、受益者である集落・農業者等は、自ら主体となって持続可能な力強い農業の実施に向けて合意形成等を行うなど、受益と負担の適正化を図っている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続			実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	地域の中心となる経営体に農地集積を促す仕組みを構築し、農業の競争力・体質強化を図るため、事業を実施する。 なお、国の事業名が変更することに伴い、事業名を変更。									

事務事業評価資料

施策名	食の安全と消費者の信頼の確保		所管部局課名	農政環境部農政企画局消費流通課					
事業名	食品表示信頼確保対策事業		担当者電話番号	食品安全係 内線4049					
事業目的	消費者の適切な商品選択のため、食品表示の適正化を図る。								
事業内容	食品表示の監視・指導（相談窓口の設置、食品表示指導相談員の設置）、消費者の食品表示に係る知識習得の支援			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 26,660千円		(11,824千円) 26,640千円		(2,946千円) 21,797千円			
	人件費②	22,742千円	従事人員 2.8人	22,422千円	従事人員 2.8人	22,114千円 従事人員 2.8人			
	総コスト (①+②)	49,402千円	従事人員 2.8人	49,062千円	従事人員 2.8人	43,911千円 従事人員 2.8人			
事業の目標	県内店舗における食品の適正表示			[目標設定理由] 消費者が食品を適切に選択して購入できるようにするため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	生鮮食品適正表示店舗率	100%	25	80.2% (616千円)	82.0% (598千円)	100.0% (439千円)	80.2%	82.0%	100.0%
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 近年、食品表示偽装事件が多発し、偽装の手口も複雑巧妙化しており、食品表示110番通報件数が依然高水準で推移していることに加え、県内でも産地偽装に係る逮捕事案が発生するなど、県民の食品に対する不信感がより一層高まっている。 食品表示に関しては、JAS法のほか、米トレーサビリティ法や食糧法遵守事項省令など関連の法制度も数多くあり、正しい知識を持った専門性の高い対応が求められている。 							
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示指導相談員の小売店舗等への立入調査により、食品表示の監視、改善指導を行うことで適正店舗率の向上が図られる。また、事業者、消費者の自主的取組を促すことで、偽装の未然防止につながっている。 							
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示指導相談員の立入調査先を、県庁と県民局で役割分担するなど、効率的な調査・監視体制を築いている。 							
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 県は、JAS法及び米トレーサビリティ法に基づき、小売店等に対する立入調査や適正な表示の指示などを行う。 消費者等は、不適正な表示等があった場合は、食品表示110番に通報する。 							
	受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> JAS法及び食の安全安心と食育に関する条例に基づく県の責務として、県民が食品の購入の選択に資することができるよう、県全域で表示の適正化を図っている。 							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続	実施手法の見直し 凍結(休止) 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	<p>食品表示偽装等のJAS法等違反事例が多発しており、県民の食品に対する不信感が高まっていることや米トレーサビリティ法などの新制度にも適正に対応していくため、監視・指導体制の充実を図る必要がある。</p> <p>このため、相談窓口を設置するとともに、小売店等及び食品製造事業者への立入調査や科学的手法を用いた産地判別調査などを実施することや、食品表示セミナー等の開催により、食品事業者・消費者の食品表示に関する知識習得を促進する。</p> <p>また、国・食品衛生部局との連携等により、業務の効率化を図ることとし、人員・経費削減を進めながら、業務水準を維持していくこととする。</p>								

事務事業評価資料

施策名	農林水産物ブランド化の推進		所管部局課名	農政環境部農政企画局消費流通課					
事業名	ひょうご食品認証事業		担当者電話番号	ブランド戦略係 内4044					
事業目的	安全・安心で個性・特長ある県産食品がより多く県内食品市場に流通する環境づくり								
事業内容	県産食品（農・畜・水産物及び加工食品）を安全・安心かつ個性・特長を要件として審査、認証し、PRを実施する。			事業開始年度	平成16年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(18,757千円) 18,757千円		(15,119千円) 15,119千円		(11,188千円) 11,188千円			
	人件費②	31,676千円	従事人員 3.9人	31,231千円	従事人員 3.9人	30,802千円 3.9人			
	総コスト (①+②)	50,433千円	従事人員 3.9人	46,350千円	従事人員 3.9人	41,990千円 3.9人			
事業の目標	県内に出荷される県産食品に占める認証食品割合の増加 ①加工食品の認証食品数の増加 ②生鮮食品の認証食品流通割合の増加			【目標設定理由】 ①②ともに認証食品を、日常の消費活動の中で県民の目に届けるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	認証食品数(加工食品)	800	27	600 (84千円)	650 (71千円)	700 (60千円)	75.0%	81.3%	87.5%
認証食品流通割合(生鮮)	35%	27	27.3 (1,847千円)	28.3 (1,638千円)	30.2 (1,390千円)	78.0%	80.9%	86.3%	
評価結果	必要性	・安全・安心で、個性・特長のある県産食品を県が確認し、認証するひょうご食品認証制度を推進することで、県民に安全・安心な県産食品を安定的に提供し、地産地消を進める必要がある。							
	有効性	・認証食品数、認証食品流通割合とも増加しており、認証食品の生産と流通の拡大につながっている。							
	効率性	・制度推進委員会により統一的な認証基準を制定し、年3回の認証審査会で審査することで、効率的に認証制度を運用している。							
	民間・市町との役割分担	・民間の意見を反映した認証基準の制定、認証審査が行えるよう、制度推進委員会、認証審査会へ民間委員が就任している。 ・県は安全性の確認・認証業務を行い、市町とは制度の地域住民への啓発等において連携している。							
	受益と負担の適正化	・県民に安心・安全で個性・特長ある県産食品を提供するため、制度の信頼性や認証食品の安全性を確保する観点から、新規認証や抜き取り検査にかかる経費等は県が負担している。更新時の検査費は申請者が負担している。 ・制度の普及・PRにかかる経費は、民間団体が一部を負担している。							
実施方針	方向性	新規	拡充	(継続)	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	県民に安全・安心な県産食品を安定的に提供するため、県と申請者で検査費を負担しつつ、認証基準等の見直しを図りながら、引き続き事業実施する。								

事務事業評価資料

施策名	農林水産物ブランド化の推進			所管部局課名	農政環境部農林水産局農業改良課					
事業名	ひょうご食品認証事業（ひょうご安心ブランド分）			担当者電話番号	環境農業係 内線4070					
事業目的	「ひょうご安心ブランド農産物」の認証を適正かつ円滑に推進するとともに、安全性を検証し、県民に安全安心な農産物を提供する									
事業内容	認証審査会の開催、残留農薬分析等				事業開始年度	平成13年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額			平成24年度当初予算額			平成25年度当初予算額		
	事業費①	6,960 千円 (6,960 千円)			5,568 千円 (5,568 千円)			5,153 千円 (5,153 千円)		
	人件費②	17,868 千円	従事人員 2.2人	17,618 千円	従事人員 2.2人	17,376 千円	従事人員 2.2人	17,376 千円	従事人員 2.2人	
	総コスト (①+②)	24,828 千円	従事人員 2.2人	23,186 千円	従事人員 2.2人	22,529 千円	従事人員 2.2人	22,529 千円	従事人員 2.2人	
事業の目標	ひょうご安心ブランド農産物の県民への供給量拡大				[目標設定理由] 県民に安全安心な農産物を提供するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	ひょうご安心ブランド生産面積 (ha)	10,000	30	1,795 (226 千円)	2,926 (21 千円)	3,500 (39 千円)	18.0%	29.3%	35.0%	
評価結果	必要性	・安全・安心で、個性・特長のある県産食品を県が確認、認証するひょうご食品認証制度を推進し、県民に安全安心な農産物を提供するために必要である。								
	有効性	・ひょうご安心ブランド農産物の生産面積が着実に拡大しており、認証食品の生産と流通の拡大につながっている。								
	効率性	・年3回の認証申請及びそれに従う審査会を実施することにより効率的に認証制度を運用するとともに、情報交換の場を設定することで、効率よく安心ブランド農産物の生産拡大を図っている。								
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご安心ブランド認証審査委員に、学識経験者をはじめとして、消費者代表や有機農業のNPO法人代表を選定するなど民間の意見を反映した認証基準の制定、認証審査を実施している。 ・県は安全性の確認・認証業務を行い、市町とは制度の地域住民への啓発等において連携している。 								
受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を創造し、安全・安心で良質な食料の持続的な生産を進める環境創造型農業を県として推進していく必要がある。 ・残留農薬の自主分析は生産者負担で行い、制度の信頼性や認証食品の安全性を確保する観点から、残留農薬のモニタリング検査経費等を県が負担している。 ・制度の普及・PRにかかる経費は、民間団体が一部を負担している。 									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	県民に安全・安心な県産食品を安定的に提供するため、引き続き事業実施する。									

事務事業評価資料

施策名	農林水産物ブランド化の推進		所管部局課名	農政環境部農政企画局消費流通課						
事業名	ひょうご農畜水産物ブランド販売戦略事業		担当者電話番号	ブランド戦略係 内4044						
事業目的	本県農畜水産物のブランド力向上及び販売拡大									
事業内容	①ひょうご五国のめぐみ首都圏プロモーション事業 全国規模のスーパーマーケットトレードショーへ出展 ②ひょうご農畜水産物輸出加速化事業 神戸ビーフをメインに他の県産品を組み合わせPR ※①～②の補助対象者 ひょうごの美味し拡大風土協議会 ③「兵庫丹波黒」需要拡大促進事業 首都圏の加工業者向け商談会、料理研究家のレシピ開発 ・補助対象者 兵庫県産丹波黒振興協議会 ④ひょうごの魚首都圏プロモーション事業 築地、大田市場での市場評価、PRイベントへの出店 ・補助対象者 兵庫県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者グループ ※①～④の補助率 1/2 ⑤「特A」兵庫米産地強化対策事業 食味検定「特A」を目指し良食味米生産モデルほ場を設置し、産地を育成					事業開始年度	平成25年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(7,464千円) 7,464千円				
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	19,746千円	従事人員 2.5人			
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	27,210千円	従事人員 2.5人			
事業の目標	①ブランド戦略策定産地数の増加 ②輸出品目・量の拡大 ③兵庫県産丹波黒の新たな用途開拓と規格の設定 ④水産物のブランド化 ⑤財団法人 日本穀物検定協会による、「米食味ランキング」で「特A」評価獲得			【目標設定理由】 ①ブランド化に意欲的に取り組む産地の販売拡大に繋げるため ②新たな市場を開拓し、一層の県内生産の振興を図るため ③全国シェア1位を守るとともに、高品質化により兵庫県産丹波黒と他府県産の差別化を図る ④水産物のブランド化を推進するためにはプロモーションが必要であるため ⑤「特A」評価の獲得による兵庫県産米の産地競争力の強化						
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	ブランド戦略策定産地数	27	27	— (0千円)	— (0千円)	25 (436千円)	—	—	92.6%	
	輸出品目数	10	27	— (0千円)	— (0千円)	8 (1,187千円)	—	—	80.0%	
	「兵庫丹波黒」の規格設定	規格の設定	27	— (0千円)	— (0千円)	規格の設定 (1,000千円)	—	—	100%	
	首都圏プロモーション実施産品数	6	27	— (0千円)	— (0千円)	3 (553千円)	—	—	50%	
「特A」評価の獲得	「特A」評価獲得	25	— (0千円)	— (0千円)	「特A」評価獲得 (1,000千円)	—	—	100%		
評価結果	必要性	・産地間競争に打ち勝つため、多様な気候・風土に育まれた本県農畜水産物の産品ごとのブランド戦略の策定・実践を進め、販路の開拓や拡大を図る必要がある。								
	有効性	・全国規模の商談会でのPRや輸出促進関連の事業等を実施することにより、国内外での本県農畜水産物のブランド力向上や販路拡大を図ることができる。								
	効率性	・全国規模の商談会でPRや輸出促進関連の事業等を一体化・横断的に実施することにより、効率的な事業実施を行っている。								
	民間・市町との役割分担	・県は、先導的・モデル的的事业分野について事業を実施し、各団体は、各種イベントでのPR、広報活動を実施する等、連携を取りながら、本県農畜水産物ブランド力向上を図っている。								
受益と負担の適正化	・本県農畜水産物ブランド力向上のため、①～④については、県1/2、各団体1/2となっており、⑤については、生産者がモデルほ場を提供することにより、受益と負担の適正化を図っている。									
実施方針	方向性	新規		拡充		継続		実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	力強いひょうごの農林水産業を確立するため、地域資源に恵まれ、都市近郊に位置する兵庫の立地を活かし、地域の生産物を安全・安心で高品質な農畜水産物へ育成し、国内外の競争激化に打ち勝つ流通販売戦略の下、ひょうご農畜水産物ブランド販売戦略事業を新たに実施する。									

事務事業評価資料

施策名	環境創造型農業の推進			所管部局課名	農政環境部農林水産局農業改良課					
事業名	ひょうご安心ブランドモデル産地育成事業			担当者電話番号	環境農業係 内線4070					
事業目的	人と自然が共生しつつ持続可能な環境負荷軽減技術の導入促進及び環境シンボルとなる動植物等を守り育む活動を通じ、環境創造型農業への県民理解の醸成を図るとともに、安全安心なひょうご安心ブランドの生産拡大を推進する									
事業内容	技術実証ほの設置、研修会の開催等				事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額			平成24年度当初予算額			平成25年度当初予算額		
	事業費①	(5,940千円) 11,880千円			(5,014千円) 10,028千円			(0千円) 0千円		
	人件費②	40,610千円	従事人員 5.0人	28,028千円	従事人員 3.5人	0千円	従事人員 0.0人			
	総コスト(①+②)	52,490千円	従事人員 5.0人	38,056千円	従事人員 3.5人	0千円	従事人員 0.0人			
事業の目標	ひょうご安心ブランド農産物の生産面積拡大				【目標設定理由】 県民に安全安心な農産物を提供するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	ひょうご安心ブランド生産面積(ha)	10,000	30	1,795 (477千円)	2,926 (34千円)	- (0千円)	18.0%	29.3%	-	
評価結果	必要性	・モデル産地(実証ほ)の設置により、ひょうご安心ブランド農産物生産面積が事業開始前の2倍以上に拡大するなど一定の成果を上げたため、本事業は24年度で終了する。								
	有効性	・環境に配慮した農業生産は、慣行栽培に比べて手間がかかり生産コストも割高になるとともに収量も不安定になりやすいため、モデル産地の設置により技術実証と検証を行うことにより、ひょうご安心ブランド農産物の生産拡大が進んだ。								
	効率性	・モデル産地の設置により確立された技術体系を研修会や普及センターによる生産現場において指導することにより、技術普及を円滑に行うことができ、ひょうご安心ブランド農産物生産面積の拡大につながった。								
	民間・市町との役割分担	・県は環境にやさしい農業技術の検証及び確立、県民(消費者)への理解醸成を担い、農業者団体は県及び市町と連携し、環境負荷軽減に配慮した栽培暦の作成等、適切な営農指導を行い、環境創造型農業を推進した。								
	受益と負担の適正化	・実証事業として農家に委託して実施。環境に配慮した農業生産は慣行栽培に比べて手間がかかり生産コストも割高になるため、その掛かり増し経費について、国庫事業を活用し、国1/2、県1/2を負担。								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	モデル産地(実証ほ)の設置により、ひょうご安心ブランド農産物生産面積が事業開始前の2倍以上に拡大するなど一定の成果を上げたため、本事業は24年度で終了し、今後は、これまでの取り組みにより確立された技術をはじめとするひょうご安心ブランド農産物生産に適応した新技術の指導・普及等により、さらに生産面積の拡大を図る。									

事務事業評価資料

施策名	環境創造型農業の推進			所管部局課名	農政環境部農林水産局農業改良課					
事業名	ひょうご安心ブランド農産物等生産流通体制構築事業			担当者電話番号	環境農業係 内線4070					
事業目的	地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を創造し、安全安心で良質な食料の持続的な生産を進めるため、ひょうご安心ブランド農産物の生産技術の普及推進を図るとともに、環境創造型農業の普及啓発を一層進める									
事業内容	技術実証ほの設置、研修会の開催等						事業開始年度	平成25年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額			平成24年度当初予算額			平成25年度当初予算額		
	事業費①	(0千円) 0千円			(0千円) 0千円			(1,200千円) 5,450千円		
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	26,063千円	従事人員 3.3人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	31,513千円	従事人員 3.3人			
事業の目標	ひょうご安心ブランド農産物の生産面積拡大				【目標設定理由】 県民に安全安心な農産物を提供するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	ひょうご安心ブランド生産面積 (ha)	10,000	30	- (0千円)	- (0千円)	3,500 (55千円)	-	-	35.0%	
評価結果	必要性	・「兵庫県環境創造型農業推進計画」の目標である人と環境にやさしい農業である環境創造型農業を兵庫県農業の基本として推進するとともに、環境創造型農業に対する消費者の理解醸成を図るために必要である。								
	有効性	・各地域において、ひょうご安心ブランド農産物生産に適応した新技術の指導・普及を行うことにより、ひょうご安心ブランド農産物の生産面積の拡大を図り、「兵庫県環境創造型農業推進計画」の目標を達成するために有効である。								
	効率性	・栽培技術の実証・改良と研修会の開催などによる生産現場での指導により、効率的に県下全域にひょうご安心ブランド農産物の推進を図ることができる。								
	民間・市町との役割分担	・県は環境にやさしい農業技術の検証及び確立、県民（消費者）への理解醸成を担い、農業者団体は県及び市町と連携し、環境負荷軽減に配慮した栽培暦の作成等、適切な営農指導を行い、環境創造型農業を推進する。								
	受益と負担の適正化	・「兵庫県環境創造型農業推進計画」の目標達成のために、国庫事業（国10/10）を活用し、生産者が提供するほ場において、県が実証ほを設置、ひょうご安心ブランド農産物生産技術の指導・普及等を行う。								
方向性	新規	拡充			継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI		負担割合変更	事務改善	その他		
説明	「兵庫県環境創造型農業推進計画」の目標達成に向け、県立農林水産技術総合センター、13農業改良普及センターが市町・農協等関係団体と連携し、地域におけるひょうご安心ブランド農産物の取り組みを推進するため、本事業を実施する。									

事務事業評価資料

施策名	農林水産物ブランド化の推進			所管部局課名	農政環境部農林水産局農業改良課					
事業名	ひょうご元気な「農」創造事業			担当者電話番号	普及係 内線3987					
事業目的	ひょうご農林水産ビジョン2020の実現に向け、各地域の特色ある取組等を促進									
事業内容	県下13の農業改良普及センターにおいて、各地域内での合意形成、産地指導、実践活動等を行う						事業開始年度	平成24年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額			平成24年度当初予算額			平成25年度当初予算額		
	事業費①	0千円			13,000千円			16,000千円		
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	10,410千円	従事人員 1.3人	10,267千円	従事人員 1.3人			
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	23,410千円	従事人員 1.3人	26,267千円	従事人員 1.3人			
事業の目標	各地域に特色あるモデル産地を育成する						【目標設定理由】 ひょうご農林水産ビジョン2020を実現していくためには、各地域において特色あるモデル産地を育成することが必要			
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	モデル産地取組数	13	25	- (0千円)	13 (1,800千円)	13 (2,021千円)	-	100	100	
評価結果	必要性	・「ひょうご農林水産ビジョン2020」を確実に実現していくためには、県が地域の特色ある取り組みを支援・促進する必要がある。								
	有効性	・各地域において、攻めの農政実現のための課題抽出や地域住民等との合意形成等を行い県下各地に特色あるモデル産地を育成することで、「ひょうご農林水産ビジョン2020」の実現を図る。								
	効率性	・農作物の生産技術や経営発展に必要な知識、地域活動等の仕掛け作りの手法、能力を有している農業改良普及センターが主体となって実施することで、効率的かつ効果的にモデル産地を育成することが出来る。ただし、農業改良普及センターでは対応が困難な専門的内容については専門家等を活用する必要がある。								
	民間・市町との役割分担	・市町、農協等との連携・支援体制を構築し、県、市町、農協等がそれぞれ役割を担って連携して実施している。								
	受益と負担の適正化	・県、市町、農協等が適切な連携・役割分担のもと事業を実施し、自らの取組経費は自ら負担するなど、受益と負担の適正化を図っている。								
実施方針	方向性	新規	ⓧ <u>拡充</u>	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	「ひょうご農林水産ビジョン2020」の確実な実現に向け、農業改良普及センターでは対応が困難な専門的内容については専門家等を活用する等、県下13の農業改良普及センターを核に各地域の特色ある取組等を加速するため、本事業を拡充して実施する。									

事務事業評価資料

施策名	食の安心と消費者の信頼の確保		所管部局課名	農政環境部農林水産局農業改良課						
事業名	ウメ輪紋病緊急防除対策事業		担当者電話番号	植物防疫土壤係 内線3997						
事業目的	ウメ輪紋病のまん延防止と早期の根絶を図るため、植物防疫法に基づく、国からの協力指示書に基づき、必要な調査、防除及び感染樹の処分を実施する									
事業内容	(1) ウメ輪紋病防除対策 感染樹の買い上げ及び、抜根・焼却等の処分を実施 (2) ウメ輪紋病発生調査 ウメ輪紋病の発生状況を把握するための調査を実施 (3) ウメ輪紋病対策普及・啓発 ウメ輪紋病のまん延を防止するため、適切な防除方法等について、産地への普及啓発を実施 (4) ウメ輪紋病対策連絡調整 ウメ輪紋病にかかる対策の推進のため、ウメ輪紋病対策本部の設置、連絡会議および打合せを実施				事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度補正予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 560,825千円		(0千円) 316,210千円				
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	24,024千円	従事人員 3.0人	23,694千円 3.0人				
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	584,849千円	従事人員 3.0人	339,904千円 3.0人				
事業の目標	ウメ輪紋病のまん延防止と早期の根絶			【目標設定理由】 植物防疫法に基づく検疫有害動植物に指定されるウメ輪紋病の緊急防除が必要のため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	感染樹の処分率	100%	24	(0千円)	(5,608千円)	(3,399千円)	-	100%	100%	
評価結果	必要性	・植物防疫法に基づく緊急防除を実施するため、国からの協力指示に基づき、本事業を実施する必要がある。								
	有効性	・まん延する前に根絶することにより、他の産地への被害の拡大防止に繋がる。このため、早期の処分、調査継続は有効である。								
	効率性	・ウメ輪紋病対策本部を立ち上げ、本庁、農林水産技術総合センターおよび県民局と役割分担を行うことにより効率的な事業実施体制を構築している。								
	民間・市町との役割分担	・植物防疫法により、事業の実施主体は、県に限定されているが、事業の実施にあたっては、市町・農協等と十分な連携を図り実施する。市町・農協等は、調査や処分の実施にあたり、住民等への事前周知および地元調整を実施する。								
	受益と負担の適正化	・植物防疫法に基づく緊急防除を実施するため、国からの協力指示に基づき、本事業を実施しているため、全額国費負担で実施している。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	植物防疫法に基づく緊急防除の的確な実施のため本事業を実施する。									

事務事業評価資料

施策名		美しい農山漁村づくり		所管部局課名	農政環境部農林水産局農産園芸課					
事業名		鳥獣害共済基金事業		担当者電話番号	078-362-9218					
事業目的		シカなど野生鳥獣による農作物被害を受けた農家に、再生産のための支援金を交付することにより、農家の営農意欲の継続、耕作放棄地の発生防止を図る。								
事業内容		被害農家に支援金(種苗費、肥料代相当)を交付し再生産を喚起			事業開始年度	平成23年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(1,206千円) 1,206千円		(30,657千円) 30,657千円		(7,530千円) 7,530千円				
	人件費②	8,122千円	従事人員 0.0人	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円	従事人員 1.0人			
	総コスト(①+②)	9,328千円	従事人員 0.0人	38,665千円	従事人員 1.0人	15,428千円	従事人員 1.0人			
事業の目標		営農意欲の継続による耕作放棄地の発生防止			【目標設定理由】 野生鳥獣による農作物被害に対し、再生産のための支援金を交付し、営農意欲の継続を図る。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		鳥獣被害による耕作放棄地の発生要因の抑制	目標値 5.0%	年度 28年度	7.3% (9,328千円)	7.0% (9,666千円)	6.7% (3,857千円)	H23 4.2%	H24 16.0%	H25 29%
			H22発生要因 7.4%→△2.4%へ					6年間で△2.4%(年△0.4%)		
評価結果	必要性	・シカなど野生鳥獣による農作物被害は、野菜2.6億円、果樹6千万円にのぼっており、農家の営農意欲の減退、耕作放棄地の発生につながっている。このため、再生産に要する種苗費等を支援することにより、農家の営農意欲の継続を図る必要がある。								
	有効性	・国庫事業等を活用し、野生鳥獣の駆除、防護柵の設置などと連携して実施することにより、着実に事業成果があがる。								
	効率性	・再生産を担保するため、支援金の交付を次期作付の確認後にすることにより、効率的に事業を実施する。								
	民間・市町との役割分担	・事業効果の早期発現、事務処理の迅速化・簡素化を図るため、事業主体は市町等とし、市町等に基金を造成するとともに、市町にも応分の負担を求めている。(県：市町：農家=2：1：1)								
	受益と負担の適正化	・農家には防護柵の設置を義務づけているなど、農家の自助努力が必須条件としている。また、共済方式としており、農家にも応分の負担(掛金)を求めている。(県：市町：農家=2：1：1)								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	平成28年度に全市町においてシカの目撃効率が1.0になり、農作物被害が軽微になるまでの間、農家に再生産のための種苗費・肥料代相当の支援金を交付することにより、農家の営農意欲の継続、耕作放棄地の発生を防止する必要がある。									

事務事業評価資料

施策名	競争に強い農林水産業の確立		所管部局課名	農政環境部農林水産局農産園芸課						
事業名	野菜ICT産地モデル事業		担当者電話番号	078-362-3445						
事業目的	野菜の生産量向上及び農家所得の向上のため、ICTを活用した先導的産地モデルシステムを実証試験し、県下の国指定産地へ普及を図る									
事業内容	実証検討会の開催（実施主体：県、事業費：1,000千円）、モデルシステム構築（実施主体：野菜ICT活用研究会（仮称）、補助限度額：8,000千円）			事業開始年度	平成25年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(9,000千円) 9,000千円				
	人件費②	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	4,739千円	従事人員 0.6人				
	総コスト (①+②)	0千円	0千円	0.0人	13,739千円	0.0人				
事業の目標	ICTを活用した野菜生産団地の育成による、野菜生産力の向上			【目標設定理由】 野菜ICT産地モデルのシステムを確立し、本県作付面積の50%を占める国指定産地へ野菜ICTを波及させ野菜生産量の拡大を図る						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	野菜の生産量	370千t	32年度	0千t	0千t	324千t (42千円)	-	-	87.6%	
評価結果	必要性	・高齢化や農業所得の低迷により、過去10年間で生産量が約88千t減少しており、野菜生産力や農家所得の向上を図るため、規模拡大や新規参入につながるICTを活用した取り組みを行う必要がある。								
	有効性	・基本システムを兵庫県の産地に適するようカスタマイズし、実証試験により改良することで、着実に事業効果があがる。								
	効率性	・ソフトウェアを共有できるクラウドシステムを利用することで、ソフトの購入等の初期投資を低減し、利用者の利便性や効率性を高めるシステムを構築する。								
	民間・市町との役割分担	・新しい手法による産地強化を行うため、県主導で実証検討会を実施するとともに、JA等が参加した研究会を立ち上げ、産地にあったシステムを構築する。 ・生産者はモデルほ場での実践・実証活動、JA等は出荷・販売支援を行う。								
	受益と負担の適正化	H25年度システムの構築は県が行うが、H26年度以降は全額地元負担とするとともに、他産地への普及についても生産者、JA等が自己負担で展開させていく。								
実施方針	方向性	新規		拡充		継続		実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県と生産団地が一体となって現場に適したICTシステムを活用したシステムの構築をすすめる。									

事務事業評価資料

施策名		肉用牛振興対策		所管部局課名	農政環境部農林水産局畜産課					
事業名		但馬牛増頭特別対策事業 (但馬牛増頭促進事業)		担当者電話番号	肉用牛係 内線4088					
事業目的		平成27年度但馬牛繁殖雌牛20,000頭の達成								
事業内容		市町等が行う但馬牛繁殖雌牛の導入経費の一部を助成 ①補助対象者 市町・農協等 ②補助対象経費 導入経費等の1/2以内(40千円以内/1頭)					事業開始年度	平成18年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(16,000千円) 16,000千円		(20,000千円) 20,000千円		(24,000千円) 24,000千円				
	人件費②	3,249千円	従事人員 0.4人	3,203千円	従事人員 0.4人	3,159千円	従事人員 0.4人			
	総コスト (①+②)	19,249千円	従事人員 0.4人	23,203千円	従事人員 0.4人	27,159千円	従事人員 0.4人			
事業の目標				平成27年度但馬牛繁殖雌牛20,000頭		[目標設定理由] 但馬牛子牛の安定生産を図るため				
目標の達成度 を示す指標	指標名	目 標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	但馬牛繁殖雌牛頭数	20,000頭	27年度	15,900頭 -(192千円)	16,200頭 (77千円)	19,200頭 (9千円)	79.5	81.0	96.0	
評価結果	必要性	・繁殖雌牛頭数は、高齢化や小規模零細経営、子牛価格の低迷等を理由に、平成6年度をピークに減少の一途をたどってきた。 ・安定的に但馬牛子牛を生産するためには、20,000頭程度(昭和50年代後半から平成10年頃までの水準)の繁殖雌牛が必要である。その目標として、平成27年度に20,000頭を達成するため、増頭を実施する農家への支援が必要。								
	有効性	・事業開始前(平成17年度)の繁殖雌牛頭数14,500頭に対し、6年間で1,400頭の増頭が図られており、生産農家の高齢化等により農家戸数が減少するなかで、着実に増頭を進めており、当事業の成果があがっている。								
	効率性	・JA、市町等から構成される地域増頭戦略会議が把握している農家の増頭計画と連動して事業を実施している。また、農協等が行う但馬牛増頭のための預託・導入等にかかる経費を助成(上限40千円/頭)し、増頭へのインセンティブを与えるなど、効率的な事業展開を図っている。								
	民間・市町との役割分担	・JA、市町等から構成される地域増頭戦略会議が農家の増頭計画の策定支援等を行う一方、県は事業が円滑に利用されるよう助言・支援する等の役割分担を図っている。								
	受益と負担の適正化	・繁殖雌牛の導入には、1頭あたり450千円程度必要である。県はJA等組織と同等(上限40千円/頭)の支援をしているが、導入費用の大半は受益者である農家が負担している。 ・なお、当事業の補助単価40千円/頭は、全国団体である(独)農畜産業振興機構が実施している同様の事業と同額である。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	当初計画どおり、繁殖雌牛20,000頭の達成目標年である平成27年度まで事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	肉用牛振興対策		所管部局課名	農政環境部農林水産局畜産課					
事業名	和牛振興対策事業		担当者電話番号	肉用牛係 内線4087					
事業目的	遺伝的多様性のある但馬牛の牛群整備								
事業内容	農協等が行う特長ある血統の優良雌子牛の地域内保留に要する経費の一部を補助 ①補助対象者 兵庫県和牛振興協議会 ②補助対象経費 保留経費等の1/2以内(100千円以内/1頭)				事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(5,000千円) 5,000千円		(5,000千円) 5,000千円		(5,000千円) 5,000千円			
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	5,812千円	従事人員 0.1人	5,801千円	従事人員 0.1人	5,790千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	熊波・城崎系育種基礎雌牛400頭			[目標設定理由] 但馬牛の改良において、遺伝的多様性の確保を図りながら、近交係数の上昇を緩やかに抑えるために必要な育種基礎雌牛の頭数。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	新規基幹種雄牛造成頭数	毎年3頭	25年度	2頭 (5,812千円)	1頭 (5,801千円)	3頭 (1,930千円)	66.7	33.3	100.0
熊波・城崎系育種基礎雌牛選定頭数	400頭 (133頭/年)	25年度	127頭 (46千円)	83頭 (70千円)	133頭 (44千円)	95.5	62.4	100.0	
評価結果	必要性	・兵庫県では、他県の血統を入れずに県産の但馬牛のみによる純粋な改良を進めており、今後も継続していくこととしている。但馬牛はゾート・ロピング法による分類で5系統に分類されるが、今後の改良を図るためには城崎・熊波系の繁殖雌牛の保留を推進し、遺伝的多様性の確保に努める必要がある。							
	有効性	・城崎・熊波系の繁殖向け雌子牛の保留を推進することにより、遺伝的多様性の確保が図られ、今後の但馬牛改良への貢献が期待できる。							
	効率性	・地域ごとの改良推進には生産者が主体的に関わっており、また、畜産関係団体が事務支援を実施していることから、県負担を最小限に抑えながら効率的な事業展開が図られている。							
	民間・市町との役割分担	・JA等の団体が生産者の事業参加の事務を行うとともに、地域の改良推進を図る一方、県は事業が円滑に利用されるよう助言・支援する等の役割分担を図っている。							
	受益と負担の適正化	・城崎・熊波系の繁殖雌牛から生産された子牛は、中土井系繁殖雌牛の産子より安価なため、その差額相当分を支援するが、導入・保留やその他の経費については、受益者である生産者が負担することとなっている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	但馬牛の改良において、遺伝的多様性の確保を図っていくためには、本事業の継続実施が必要である。								

事務事業評価資料

施策名		酪農振興対策		所管部局課名	農政環境部農林水産局畜産課					
事業名		「ひょうごの乳牛」乳量・乳質アップ推進事業		担当者電話番号	酪農係 内線4086					
事業目的		県内の生乳生産基盤を確保するため、経産牛1頭あたりの乳量と乳質を向上させる組織的な取組を実施								
事業内容		県酪連が行う乳用牛の遺伝的改良と後継牛確保、飼養管理改善に対する取組みの一部を助成 ①高能力乳用牛導入(100頭、25千円/頭:定額) ②優良雌判別精液活用(800本、2千円/本:定額) ③遺伝的能力の高い後継牛の北海道預託(100頭、9千円/頭:定額) ④牛群能力検定の普及定着と高品質生乳生産のための指導(県1/3:定額) (事業実施主体:兵庫県酪農農業協同組合連合会)				事業開始年度	平成24年度			
事業に要するコスト	区分				平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(4,227千円) 4,227千円		(9,800千円) 9,800千円				
	人件費②	従事人員	0.0人	801千円	従事人員	0.1人	1,580千円	従事人員	0.2人	
	総コスト(①+②)	従事人員	0.0人	5,028千円	従事人員	0.1人	11,380千円	従事人員	0.2人	
事業の目標		H32年度までに経産牛1頭あたり年間生乳生産量の1,000kg向上			[目標設定理由] 酪農家戸数が減少する中、生乳生産基盤を維持するためには経産牛1頭あたりの乳量向上が必要					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H23	H24	H25
		経産牛1頭あたりの生乳生産量	8,617kg	27	- (0千円)	8,108kg (0.6千円)	8,278kg (1.3千円)	-	100	
評価結果	必要性	・酪農家戸数の減少による県内生乳生産量の減少が懸念されているが、県民に対する新鮮で安全安心な県産牛乳乳製品の安定的な供給を継続するには、経産牛1頭あたりの乳量を戦略的に増やし、本県の生乳生産基盤を確保する必要がある。								
	有効性	・1頭あたりの生乳生産量を向上させるには、遺伝的能力の向上と併せてその能力を十分発揮させる飼養管理が不可欠であることから、高能力乳用牛導入や優良雌判別精液活用による遺伝的改良と同時に北海道預託による育成強化や牛群能力検定活用への支援による飼養管理を向上させることで、より確実に持続的な事業効果が得られる。								
	効率性	・経産牛1頭あたりの乳量・乳質向上の取組みは、生産者が主体的に関わっており、また、酪農協など県内すべての酪農関係団体が事務的・技術的な支援を行っていることから、県の負担を最小限に抑えつつ効率的な事業展開が図られる。								
	民間・市町との役割分担	・事業実施主体は県内すべての酪農関係団体を束ねる連合組織であり、本事業の推進に必要な情報がすべて収集できる唯一の組織であることから、事業実施主体が中心となり事務的・技術的な事業推進を行うとともに、県は円滑な事業実施のための技術的な助言・指導を行うなど役割分担を図っている。								
	受益と負担の適正化	・高能力乳用牛や優良雌判別精液は通常の乳用牛や精液より高価であり、預託牛の北海道への運搬経費も高額であることから、それら費用の差額に対し助成するものの、残りの1/2以上は生産者が負担する。 ・また、牛群能力の普及推進への支援についても、受益者である生産者が費用の2/3以上を負担している。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	これまでの遺伝的改良に加え、牛群能力検定活用による飼養管理技術向上と後継牛確保への支援を事業統合し一体的に取り組むことで、本県乳用牛の経産牛1頭あたりの生乳生産能力のより効果的な向上が図られる。									

事務事業評価資料

施策名	肉用牛振興対策	所管部局課名	農政環境部農林水産局畜産課						
事業名	但馬牛増体対策事業	担当者電話番号	肉用牛係 内線4087						
事業目的	但馬牛の増体性の向上にむけて育種改良及び肥育技術の試験を実施し、但馬牛の市場価値向上を図る。								
事業内容	① 育種改良 ・事業内容：増体性が期待できる試験的な雄子牛の導入、発育性の調査等 ・事業主体：県（県立農林水産技術総合センター） ② 肥育期間短縮試験の実施 ・事業内容：早期肥育に適した飼料給与方法試験の実施 ・事業主体：県（県立農林水産技術総合センター）					事業開始年度	平成25年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(34,600千円) 34,600千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	3,949千円	従事人員 0.5人		
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	38,549千円	従事人員 0.5人		
事業の目標	新たな雄子牛を試験的に導入 肥育期間短縮試験の実施			[目標設定理由] 但馬牛の市場価値の向上を図るため、本試験により発育性の改良及び飼養管理技術を実証する必要					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	新たな雄仔牛の導入	6頭	25年度	(0千円)	(0千円)	6頭 (6,425千円)	0.0	0.0	100.0
肥育期間短縮試験実施	1回	25年度	(0千円)	(0千円)	1回 (38,549千円)	0.0	0.0	100.0	
評価結果	必要性	・兵庫県では、他県の血統を入れずに県産の但馬牛のみによる純粋な改良を行っている（閉鎖育種）。但馬牛の特長としては、肉質に優れているが、体格が小型であり晩熟型である。閉鎖育種を維持し遺伝的多様性を確保するとともに、肉質を維持しながら発育性の向上を図る必要がある。							
	有効性	・遺伝的多様性の確保をしつつ、試験により発育性の但馬牛改良及び飼養管理を実証することで但馬牛の市場価値を高められる。							
	効率性	・但馬牛種雄牛の造成及び飼養管理技術の向上に必要な知識を有している農林水産技術総合センターが主体となって試験を実施することで、効率的な事業実施を行う。							
	民間・市町との役割分担	・地域ごとの改良推進には生産者が主体的に関わっている。また、畜産関係団体及び県は連携して改良及び飼養管理技術の指導を実施している。							
	受益と負担の適正化	・畜産関係団体及び生産者に但馬牛の改良及び飼養管理技術の向上を推進するため、県として、率先して試験を実施する必要がある。							
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	但馬牛の市場価値の向上を図るため、新たに本試験を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	県産木材の供給体制強化と利用促進		所管部局課名	農政環境部農林水産局林務課					
事業名	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業		担当者電話番号	県産木材係 内線3639					
事業目的	木造住宅の建設及び内装木質化の促進								
事業内容	木材利用の大部分を占める個人住宅への低利融資 ①融資対象：県産木材を50%以上活用した木造住宅建設 県産木材の内装材を30㎡以上使用したリフォーム ②融資限度額 ・県産木材使用割合50%以上60%未満：1,500万円 ・県産木材使用割合60%以上：2,000万円 ※リフォームは500万円 ※県産年度瓦を50㎡以上した場合は200万円上乘せ ※兵庫県環境配慮型住宅基準を満たした場合は500万円（リフォームの場合は200万円）上乘せ				事業開始年度	S60～			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 8,984,270千円		(0千円) 11,778,570千円		(0千円) 13,309,963千円			
	人件費②	10,559千円	従事人員 1.3人	10,410千円	従事人員 1.3人	10,267千円 従事人員 1.3人			
	総コスト(①+②)	8,994,829千円	従事人員 1.3人	11,788,980千円	従事人員 1.3人	13,320,230千円 従事人員 1.3人			
事業の目標	県産木材利用住宅の建設戸数の増加			【目標設定理由】 県産木造住宅建設及び内装木質化の促進					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	県産木材利用木造住宅建設戸数	1,000戸/年	27	813戸/年 (11,064千円)	1,000戸/年 (11,789千円)	1,100戸/年 (12,109千円)	81.3%	100.0%	110.0%
評価結果	必要性	・森林資源の成熟化、兵庫木材センターの稼働に伴う供給量の増大への対応のため、県産木材の利用促進を図る必要がある。県産木材の利用の大半を占める建築用材としての利用拡大を通じ林業・木材産業の振興を推進し、間伐等の適正化、森林整備を推進する必要がある。							
	有効性	・融資条件を満たせば、すべての県民が利用でき、県が資金を金融機関に預託することにより、借受者は低利で融資を受けることができる。 ・また、木造住宅の建設促進により、県産木材の利用拡大が推進され、県内木材産業全体の活性化につながる。							
	効率性	・個々の融資の審査や融資実行・償還事務は金融機関が行い、県は資金預託及び貸付予定者の設定事務を行うなど、効率的な事業実施を図っている。							
	民間・市町との役割分担	・民間金融機関との協調融資で行うことにより、金融機関各支店が利用可能となるほか、融資の審査、実行、償還は金融機関が行い、県は預託及び認定事務を行うなど役割分担を行っている。							
	受益と負担の適正化	・県産木材の利用を条件とした低利融資とし、受益者にも応分の負担を求めている。 (融資利率：フラット35平均金利－1%)							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
実施方針	説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他							
	説明	木造住宅の建設に対する助成の要望があり、また、住宅建設戸数の減少と木材価格の低迷により、不況化にある県内木材産業の活性化のために、県産木材の利用拡大が不可欠であり、県産木材を使用した木造住宅の建設促進は急務の課題である。これに伴い、H23年度より返済期間を最大35年（認定長期優良住宅かつ県産木材60%以上使用）まで延長し、より県民が利用しやすい制度へと拡充しており、継続して取り組む必要がある。							

事務事業評価資料

施策名	県産木材の供給体制強化と利用促進		所管部局課名	農政環境部農林水産局林務課					
事業名	木材産業等高度化推進事業		担当者電話番号	木材流通係 内線4122					
事業目的	木材関連業者の経営安定								
事業内容	木材関連業者への低利融資 ①融資対象：事業の合理化を推進するのに必要な短期の運転資金 ②融資限度額：1,000万円～3億円（特認は4億円）			事業開始年度	S55～				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 282,875千円		(0千円) 622,729千円		(0千円) 645,237千円			
	人件費②	5,685千円	従事人員 0.7人	5,606千円	従事人員 0.7人	5,529千円 従事人員 0.7人			
	総コスト(①+②)	288,560千円	従事人員 0.7人	628,335千円	従事人員 0.7人	650,766千円 従事人員 0.7人			
事業の目標	県産木材（製材品）供給量の増加			[目標設定理由] 県産木材の利用拡大と木材関連業者の経営安定を図るため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	県産木材（製材品）供給量	90千㎡/年	27	36千㎡/年 (8千円)	51千㎡/年 (12千円)	82千㎡/年 (8千円)	40.0	56.7	91.1
評価結果	必要性	・ 県内の木材業者は零細企業が多く、その数も年々減少している。県産木材の利用促進を図るため、県産木材を取り扱う木材業者の経営の安定化と合理化を推進する必要がある。							
	有効性	・ 事業の合理化を推進しようとする木材業者に対し、その行う事業に必要な資金を低利で融資することにより、経営の安定化が図られる。県産木材の供給量が増加しており、県産木材利用拡大が図られることにより、木材産業全体の活性化につながっており、成果が上がっている。							
	効率性	・ 民間金融機関との協調融資という形態で事業を実施し、融資の審査、実行、償還は、貸付を行う金融機関が行うことで、効率的に貸付を行っている。							
	民間・市町との役割分担	・ 県は資金を金融機関に預託し、貸付予定者の合理化計画の認定事務や指導を行う。 ・ また、各金融機関は、個々の融資の審査や融資実行・償還事務を行うなど、役割分担を行っている。							
	受益と負担の適正化	・ 木材業者について、取扱規模の拡大や生産の合理化に伴う計画的な原木確保のための新たな資金需要に対して、当該融資により支援している。 (融資利率 4倍協調：1.6%、3倍協調：1.5%)							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止) 延長	実施手法の見直し 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他			
説明	法令等に基づき木材業界全体を網羅する唯一の低利融資制度として全国的に実施されており、不況下にある県内木材産業の活性化のために必要不可欠である。 県内の人工林資源は成熟化しており、兵庫木材センターの稼働により大幅な供給増が見込まれるため、県産木材供給の担い手である木材業界の育成や体制の整備を早急に図る必要がある。								

事務事業評価資料

施策名	県産木材の供給体制強化と利用促進		所管部局課名	農政環境部農林水産局林務課					
事業名	兵庫県産木材利用促進特別融資事業		担当者電話番号	木材流通係 内線4113					
事業目的	県産木材の利用拡大により県内の林業・木材産業の健全な発展に資する								
事業内容	県産木材の利用拡大を図ろうとする県内の製材業者に対し、その行う事業に必要な資金を低利で融資する ①融資対象：県産木材の購入代金及び製材加工に要する短期の運転資金 ②融資限度額：5,000万円（特別枠は4億円）				事業開始年度	H4			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 108,300千円		(0千円) 300,000千円		(0千円) 300,000千円			
	人件費②	5,685千円	従事人員 0.7人	5,606千円	従事人員 0.7人	5,529千円 従事人員 0.7人			
	総コスト(①+②)	113,985千円	従事人員 0.7人	305,606千円	従事人員 0.7人	305,529千円 従事人員 0.7人			
事業の目標	県産木材（製材品）供給量の増加			【目標設定理由】 県産木材の利用拡大と木材関連業者の経営安定を図るため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	県産木材（製材品）供給量	90千m ³ /年	27	36千m ³ /年 (5千円)	51千m ³ /年 (6千円)	82千m ³ /年 (4千円)	40.0	56.7	91.1
評価結果	必要性	・県産木材の安定供給のためには、年々減少する県産木材製材業者の経営安定化を図ることが重要である。県産木材を大量かつ安定的に取り扱う新たな木材流通システムの確立を図るため、事業に必要な資金を低利で融資する。							
	有効性	・県内製材工場の経営安定化により、県産木材の安定供給が図られる。また、県産木材供給拠点として県産木材の流通量を飛躍的に拡大する効果が期待できる。							
	効率性	・民間金融機関との協調融資という形態で事業を実施し、融資の審査、実行、償還は、貸付を行う金融機関が行うことで、効率的に貸付を行っている。							
	民間・市町との役割分担	・県は資金を金融機関に預託し、貸付予定者の合理化計画の認定事務や指導を行う。 ・また、各金融機関は、個々の融資の審査や融資実行・償還事務を行うなど、役割分担を行っている。							
受益と負担の適正化	・木材業者については、当該資金の融資を受けることにより、経営の安定化を図られる等メリットがあり、県産木材取扱量の増大等による新たな資金需要に対して支援している。 （融資利率：短期プライムレート/2）								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	県産木材の取扱規模拡大を図ろうとする製材業者に不可欠であるため、継続して支援するとともに、20年度に本融資制度を拡充見直したところである ・貸付限度額：5,000万円（特別枠においては4億円） ・貸付条件：県産木材の取扱量1,000～3,000m ³ /年（特別枠においては100,000m ³ /年以上） ただし特別枠を活用できる者は、製材業に新規参入する者であること（特別枠を使える期間は、参入後5年間に限る）								

事務事業評価資料

施策名	森林整備の担い手確保対策			所管部局課名	農政環境部農林水産局林務課				
事業名	森林技術者確保定着促進事業			担当者電話番号	林政係 内線4198				
事業目的	① 森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を図るため、公益林整備を担う若年労働者を確保する。 ② 中核的な林業労働者として農山村地域への定住を促し、地域の活性化を目指す。								
事業内容	森林組合が労働者を月給制の森林技術者として確保するために必要な社会保障制度掛金等の事業主負担の一部の助成 ①事業実施主体 兵庫県森林組合連合会 ②補助対象経費 月給制導入にあたり、事業主が負担する月給制労働者と日給制労働者の共済費等の差額(補助率1/3以内) ③補助対象者 平成23年度から就業時において概ね40歳以下かつ就業後10年以内の月給制森林技術者				事業開始年度	平成4年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(17,471千円) 17,471千円		(20,520千円) 20,520千円		(19,260千円) 19,260千円			
	人件費②	8,122千円	従事人員 1.0人	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円	従事人員 1.0人		
	総コスト(①+②)	25,593千円	従事人員 1.0人	28,528千円	従事人員 1.0人	27,158千円	従事人員 1.0人		
事業の目標	① 月給制森林技術者の恒常的な確保				【目標設定理由】公益林整備の現場では、高度な技術を持ち、臨時雇用者等を現場で指揮できる技術者が求められているため。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	月給制森林技術者数	240人 240人 240人	23 24 25	240人 (107千円)	240人 (119千円)	240人 (113千円)	100.0	100.0	100.0
評価結果	必要性	・森林の公益的機能の発揮に大きな役割を果たす森林技術者の確保と定着を図るために、技術者の雇用環境の改善につながる月給制森林技術者を一定数確保し、定着させる必要がある。							
	有効性	・森林組合にとって大きな経済的負担となっている、月給制森林技術者の確保に要する社会保障制度の掛金等を助成することで、事業開始の平成4年度(70人)から着実に増加し、定着が進んでいる。							
	効率性	・森林組合にとって大きな経済的負担となっている月給制森林技術者の確保に要する社会保障制度の掛金等を助成対象とし、計画的に森林技術者の確保と定着を図っている。							
	民間・市町との役割分担	・事業主体(森林組合)は、森林整備の担い手である森林技術者を計画的に確保するとともに、県、市町は確保に要する社会保障制度掛金等の事業主負担の一部を助成する。							
	受益と負担の適正化	・月給制森林技術者の確保については、事業主体(森林組合)による取組も必要であることから、県・森林組合・市町で1/3ずつ負担している。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	兵庫木材センターの開業(平成22年12月)に伴い、低コスト経営団地の基盤整備が進み、木材の安定供給体制の確立による森林組合の経営基盤強化が図られることを踏まえ、低コスト木材生産事業の基盤整備が完了する平成27年度に事業を廃止する。								

事務事業評価資料

施策名	新ひょうごの森づくりの推進		所管部局課名	農政環境部農林水産局林務課						
事業名	森林整備地域活動支援交付金		担当者電話番号	計画係 内線4107						
事業目的	森林所有者等による、森林の施業に不可欠な現況調査等の地域活動を確保するための支援を行い、森林の有する多面的機能の発揮を図る。									
事業内容	市町長と森林所有者等の間で締結する協定に基づき行う、施業の実施に不可欠な現況調査等の地域における活動を確保するための、森林整備地域活動支援交付金を交付する。 ①交付対象者：市町長との協定に基づき地域活動を行う者 ②交付対象経費：定額 5千円/ha等			事業開始年度	14年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(37,770千円) 113,310千円		(45,500千円) 136,500千円		(26,700千円) 80,100千円				
	人件費②	24,366千円	従事人員 3.0人	24,024千円	従事人員 3.0人	23,694千円 3.0人				
	総コスト(①+②)	137,676千円	従事人員 3.0人	160,524千円	従事人員 3.0人	103,794千円 3.0人				
事業の目標	①新ひょうごの森づくりにおける「森林管理100%作戦」の円滑な推進を図る。			【目標設定理由】 協定を締結した森林において、地域活動を支援することにより森林の多面的機能を生かせる						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	積算基礎森林面積	36,400ha 21,350ha 4,800ha	H22~H23 H24 H25	28,715ha (4千円)	18,270ha (9千円)	4,800ha (22千円)	78.9	85.6	100.0	
評価結果	必要性	・自然環境の保全、水源かん養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止など、県民の求める森林の多面的機能が持続的に発揮されなければならない。そのため、森林所有者等が施業を適切に実施するために必要となる現況調査等の地域活動を支援する。								
	有効性	・地域活動を支援することにより、自然環境の保全や水源かん養など森林の多面的機能が持続的に発揮される。								
	効率性	・森林所有者等による施業の実施に必要な現況調査等の地域活動を支援することにより、適時適切な森林施業が促進される。								
	民間・市町との役割分担	・市町が協定を締結した森林所有者等への指導を行い、県は制度の適正執行や他施策との連携等について、市町に対し指導することとしており、県、市町との役割分担を図っている。								
	受益と負担の適正化	・交付金の交付にあたっては、国、県、市町がそれぞれ、1/2、1/4、1/4を負担することとしている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	平成14年度から18年度の第1期、平成19年度から23年度の第2期に引き続き、平成24年度から28年度の第3期が開始された。国の実施要領等に則った実施方法や負担割合で、引き続き事業を実施する。									

事務事業評価資料

施策名	水産資源の増大		所管部局課名	農政環境部農林水産局水産課					
事業名	離島漁業再生支援交付金事業		担当者電話番号	漁場整備係 内線4167					
事業目的	①条件不利益地域等への支援 ②漁業・漁村の有する多面的（公益的）機能の維持								
事業内容	離島振興法で指定された離島を対象とし、市町長との間で締結する協定に基づき行う、漁場生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取り組みに対して、離島漁業再生支援事業交付金を交付する。 ①交付対象者 漁業集落 ②交付単価：340万円（25世帯あたり） ④負担割合：（一般離島）：国1/2、県1/4、市町1/4 （特認離島）：国1/3、県1/3、市町1/3					事業開始年度	平成18年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(23,267千円) 64,588千円		(23,743千円) 66,016千円		(23,573千円) 65,506千円			
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	65,400千円	従事人員 0.1人	66,817千円	従事人員 0.1人	66,296千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	漁業集落協定数の維持				[目標設定理由]当該事業を円滑かつ効率的に推進するための体制の確保				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	漁業集落協定数	漁業集落協定数(3協定)の維持	26	3 (21,800千円)	3 (22,272千円)	3 (22,099千円)	100	100	100
評価結果	必要性	・離島における漁業の現状をそのまま放置すると、販売面における不利の拡大や漁業者の減少により、地域の豊富な漁業資源の活用が十分に図られなくなる。 ・このため、各集落の活動実態に応じた取組を支援し、活性化に向けた意識を高める当該事業は必要である。							
	有効性	・漁業者に直結する取組みだけでなく、地域住民や観光客等も取り込んだ取組みも対象としており、離島全体の活性化が図られる。							
	効率性	・当該事業の実施にあたって、各集落での取組が速やかに行えるよう、関係機関が連携し、効率的な事業実施に努めている。							
	民間・市町との役割分担	・離島を管轄する市町は協定集落への指導を行い、県は制度の適正執行や他施策との連携等について、市町に対し指導することとしており、県、市町との役割分担を図っている。							
	受益と負担の適正化	・交付金の交付に当たっては、一般離島で国、県、市がそれぞれ1/2、1/4、1/4を、また特認離島で国、県、市が各々1/3を負担することとしている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	国が定めた2期目の5カ年事業（平成26年度まで）であり、国の制度に則った実施方法や負担割合で、引き続き事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	里地・里山・里海等の自然再生の推進		所管部局課名	農政環境部環境創造局自然環境課		
事業名	上山高原エコミュージアムの推進		担当者電話番号	自然保護係 3328		
事業目的	①イワシなど貴重な野生生物の生息する上山高原を、県民の共有財産として次代へ継承する ②幅広い県民の「交流・参画・協働」により、持続的な自然環境の保全を図りながら地域振興に寄与する ③新しい環境保全・利用の拠点として「上山高原エコミュージアム」を推進する					
事業内容	①ススキ草原復元等の自然再生、②NPO法人上山高原エコミュージアムの運営支援、③体験プログラムの実施			事業開始年度	平成13年度	
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額	平成24年度当初予算額	平成25年度当初予算額		
	事業費①	(10,085千円) 14,926千円	(8,471千円) 12,163千円	(6,897千円) 9,660千円		
	人件費②	2,437千円	2,402千円	2,369千円		
	総コスト(①+②)	17,363千円	14,565千円	12,029千円		
事業の目標	①プログラムの参加者の確保	【目標設定理由】上山高原の自然や、自然と共生した地域の暮らしを学び体験するプログラムを通じて利活用を図るため				
	②自然再生面積の拡大	【目標設定理由】上山高原の自然再生をはかるため				
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)
		目標値	年度			H23 H24 H25
	プログラム参加者数	1,000人	毎年	844人 (21千円)	1,000人 (15千円)	1,000人 (12千円)
ススキ草原復元面積及び広葉樹林復元面積	88ha	H30	50.51ha (343千円)	52.51ha (277千円)	54.51ha (220千円)	57.4 59.7 61.9
評価結果	必要性	・本事業は、県が策定した「上山高原エコミュージアム」基本計画に基づき、NPO法人を主体としてNPO、地域住民、行政の協働により自然観察会等のプログラムの開催、自然復元作業、モニタリングを実施している。 ・今後ともエコミュージアムの手法を活用し、イワシ等が生息するなど県下でも有数の豊かな生態系を持つ上山高原を県民共有の財産として後世に残すとともに、保全・利用のモデルとして県下に取組を広めていくために、継続した取組が必要である。				
	有効性	・プログラムの参加者は目標値は達成していないが、都市部からの参加者も相当数あり県民の交流・参画は図られている。今後、プログラム内容の見直し、充実を図り参加者の増加を促進する。 ・自然再生事業についてもほぼ計画どおりに進捗しており、効果が発現している。				
	効率性	・地域を一番よく知る地元住民が中心となったNPO法人が運営主体となって事業を推進することにより、エコミュージアムの主目的である自然環境の保全と地域振興、県民の交流が効率的に図られている。				
	民間・市町との役割分担	・NPO法人：自然保全、プログラムの実施など諸活動の担い手 ・町：エコミュージアムの関連施設の管理運営を支援 ・県：NPO法人の運営体制の基盤を支える				
受益と負担の適正化	・NPO法人の運営、プログラムの実施にあたっては、県と地元で費用を負担している。					
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し	
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長 終期設定
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	・兵庫県の生物多様性保全の先導的な取組として、引き続き自然再生を進めていく。また、主体となる地元組織である「NPO法人上山高原エコミュージアム」は平成18年度の本格的な事業開始以来、様々な取組を進め事業収益を高める努力をしている。県としては、NPO法人が自立した財政基盤を得るまでの間、「上山高原エコミュージアム」の推進組織として財政支援を行う。					

事務事業評価資料

施策名	生物多様性の保全の推進		所管部局課名	農政環境部環境創造局自然環境課						
事業名	シカ個体群管理事業		担当者電話番号	野生鳥獣係 4115						
事業目的	①農林業被害の軽減を図り、被害地域拡大及び森林生態系被害を抑制 ②シカの密度低減を図り、分布拡大を抑制									
事業内容	市町が行うシカの広域一斉捕獲の支援 ①事業主体：市町 ②補助対象経費：市町が行うシカの広域一斉捕獲に要する経費（補助率：県1/2以内）			事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	30,346千円 30,346千円		52,075千円 52,075千円		43,803千円 43,803千円				
	人件費②	8,122千円 従事人員 1.0人		8,008千円 従事人員 1.0人		7,898千円 従事人員 1.0人				
	総コスト(①+②)	38,468千円 従事人員 1.0人		60,083千円 従事人員 1.0人		51,701千円 従事人員 1.0人				
事業の目標	①年間捕獲数の拡大			[目標設定理由] 狩猟及び有害捕獲を含めた年間捕獲目標達成のため						
	②シカの見撃効率（生息密度指標）1.00以下			[目標設定理由] シカの見撃効率が1.00以下になると、農業被害及び森林被害が抑制されるため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	年間捕獲頭数	6,000頭/年 6,000頭/年 5,000頭/年	H23 H24 H25	4,451頭 (9千円)	4,442頭 (14千円)	5,000頭 (10千円)	74.2%	74.0%	100.0%	
シカの見撃効率（前年との差）	1.00	H28	1.91 (△0.22) (174,855千円)	1.75 (△0.16) (375,519千円)	1.62 (△0.13) (397,700千円)	52.4%	57.1%	61.7%		
評価結果	必要性	・第4期シカ保護管理計画に基づき、シカによる農林業被害等の防止を図るための積極的な捕獲が必要である。								
	有効性	・市町による広域一斉捕獲の経費支援を行うことにより積極的な捕獲活動に取り組んでおり、生息密度の増加が抑制できている。								
	効率性	・21年度からは、より効率的に捕獲できる「わな猟」を対象に加えた ・近隣府県と比較しても平均的な額である。								
	民間・市町との役割分担	・県：市町ごとの捕獲目標頭数を設定 ・市町：事業主体（県補助率：1/2以内）								
	受益と負担の適正化	・シカは広域に行動して被害を発生させるが、個体数が適正に維持されれば人との共生が図られ、被害の抑制を図ることができる。 ・また、本事業により個人が被害の回復（被害補償）を受けるものではなく、県下全域の将来的な被害予防措置であることから、県及び市町負担で実施する。								
方向性	新規 拡充 継続 実施手法の見直し									
	廃止 縮小 統合 凍結(休止) 延長 終期設定									
実施手法の	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他									
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲目標：(H24) 6,000頭 → (H25) 5,000頭 ・事業期間：4/1～7/14、11/15～3/31、7/15～11/14 (H25より追加) (但し狩猟期間中は鳥獣保護区内のみ) ・実施方法：銃器及びわな、近隣府県や市町が連携した一斉捕獲 ・捕獲報償費：日当制（4,800円/日+2,500円/頭）、 頭数制（銃器：16,000円/頭、わな：8,000円/頭） 									
	※シカ捕獲拡大対策の継続（H25年度：3万5千頭捕獲） 260,223千円 農林業被害の軽減と被害地域拡大の防止を目的としてシカの捕獲頭数を拡大									
	事業名	捕獲目標頭数	内容						事業費(千円)	
	シカ個体群管理事業	5,000	農林業被害軽減と被害地域拡大防止のためシカ捕獲を支援 ・実施期間：通年(但し狩猟期間中は鳥獣保護区内のみ) ・捕獲目標：5,000頭						43,803	
	シカ緊急捕獲拡大事業	20,000	狩猟期間中にシカを捕獲した狩猟者に対し、報償金を支給 ・実施期間：11/15～3/15(狩猟期間) ・捕獲目標：20,000頭						113,000	
	シカ大量捕獲わな促進事業	1,000	県が貸与する大量捕獲わなによる捕獲に対し実費相当額(えさ代)を支給 ・捕獲目標：1,000頭						120	
	シカ捕獲専任班支援事業	3,000	計画的、迅速な捕獲活動を行うため、市町が設置するシカ捕獲専任班を支援 ・実施期間：4/1～11/14、3/16～3/31 ・捕獲目標：3,000頭						43,500	
	市町による有害鳥獣捕獲	4,000	市町による捕獲拡大 ・捕獲目標：4,000頭						-	
	ストップ・ザ・獣害	2,000	分布拡大阻止に向けた生息調査、捕獲指導 ・捕獲目標：2,000頭						59,800	
	計	35,000							260,223	

事務事業評価資料

施策名	生物多様性の保全の推進		所管部局課名	農政環境部環境創造局自然環境課					
事業名	シカ捕獲専任班支援事業		担当者電話番号	野生鳥獣係 4115					
事業目的	①農林業被害の軽減を図り、被害地域拡大及び森林生態系被害を抑制 ②シカの密度低減を図り、分布拡大を抑制								
事業内容	シカ捕獲頭数の多い市町に「シカ捕獲専任班」を設置し、計画的かつ迅速な捕獲活動を実施する。 事業主体：市町 ※当事業の他に、シカ個体群管理事業（43,803千円）、シカ大量捕獲わな促進事業（120千円）、シカ緊急捕獲拡大事業（113,000千円）、市町の一般有害を含め3万5千頭を捕獲する。			事業開始年度	平成23年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	34,882千円 (34,882千円)		72,600千円 (72,600千円)		43,500千円 (43,500千円)			
	人件費②	8,122千円	従事人員 1.0人	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円 従事人員 1.0人			
	総コスト (①+②)	43,004千円	従事人員 1.0人	80,608千円	従事人員 1.0人	51,398千円 従事人員 1.0人			
事業の目標	①年間捕獲数の拡大			[目標設定理由] 狩猟及び有害捕獲を含めた年間捕獲目標達成のため					
	②シカの日撃効率（生息密度指標）1.00以下			[目標設定理由] シカの日撃効率が1.00以下になると、農業被害及び森林被害が抑制されるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	年間捕獲頭数	6,000頭/年 6,000頭/年 3,000頭/年	H23 H24 H25	2,516頭 (17千円)	2,435頭 (33千円)	3,000頭 (17千円)	41.9%	40.6%	100.0%
シカの日撃効率 (前年との差)	1.00	H28	1.91 (△ 0.22) (195,473千円)	1.75 (△ 0.16) (503,800千円)	1.62 (△ 0.13) (395,369千円)	52.4%	57.1%	61.7%	
評価結果	必要性	・第4期シカ保護管理計画に基づき、シカによる農林業被害等の防止を図るための積極的な捕獲が必要である。							
	有効性	・平日に活動を行う捕獲専任班の設置を支援することにより、効率的、計画的にシカの多い地域の捕獲を進めることができる。							
	効率性	・シカの多い地域に捕獲を業務とする専任班を設置することから、効果的、計画的な捕獲が推進できる。							
	民間・市町との役割分担	・県：市町ごとの捕獲目標頭数の設定、市町への補助（県1/2） ・市町：事業主体							
	受益と負担の適正化	・シカは広域に行動して被害を発生させるが、個体数が適正に維持されれば人との共生が図られ、被害の抑制を図ることができる。 ・また、本事業により個人が被害の回復（被害補償）を受けるものではなく、県下全域の将来的な被害予防措置であることから、県及び市町負担で実施する。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲目標：(H24) 6,000頭 → (H25) 3,000頭 ・事業期間：4/1～11/14、3/16～3/31（8か月の期間のうち、捕獲効率の高い5か月間実施） ・実施方法：8人程度/班の捕獲班を編制 ・活動単価：（基本給）150,000円/月（16日/月） （歩合給）5,000円/頭 								

事務事業評価資料

施策名	生物多様性の保全の推進		所管部局課名	農政環境部環境創造局自然環境課					
事業名	シカ緊急捕獲拡大事業		担当者電話番号	野生鳥獣係 4216					
事業目的	①農林業被害の軽減を図り、被害地域拡大及び森林生態系被害を抑制 ②シカの密度低減を図り、分布拡大を抑制								
事業内容	狩猟期間中のシカの捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償費を交付 事業主体：県 ※当事業の他に、シカ個体群管理事業（43,803千円）、シカ大量捕獲わな促進事業（120千円）、シカ捕獲専任班支援事業（43,500千円）、市町の一般有害を含めて3万5千頭を捕獲する。			事業開始年度	平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(12,790千円) 125,729千円		(6,820千円) 59,275千円		(13,000千円) 113,000千円			
	人件費②	8,934千円	従事人員 1.1人	8,809千円	従事人員 1.1人	8,688千円 従事人員 1.1人			
	総コスト(①+②)	134,663千円	従事人員 1.1人	68,084千円	従事人員 1.1人	121,688千円 従事人員 1.1人			
事業の目標	①年間捕獲数の拡大			[目標設定理由]狩猟及び有害捕獲を含めた年間捕獲目標達成のため					
	②シカの日撃効率（生息密度指標）1.00以下			[目標設定理由]シカの日撃効率が1.00以下になると、農業被害及び森林被害が抑制されるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	年間捕獲頭数	13,300頭/年 13,300頭/年 20,000頭/年	H23 H24 H25	21,991頭 (6千円)	24,417頭 (3千円)	20,000頭 (6千円)	165.3%	183.6%	100.0%
シカの日撃効率（前年との差）	1.00	H28	1.91 (△ 0.22) (612,105千円)	1.75 (△ 0.16) (425,525千円)	1.62 (△ 0.13) (936,062千円)	52.4%	57.1%	61.7%	
評価結果	必要性	・第4期シカ保護管理計画に基づき、シカによる農林業被害等の防止を図るための積極的な捕獲が必要である。							
	有効性	・狩猟による捕獲に対し報償金を支払うことで、狩猟者の捕獲インセンティブ向上による捕獲頭数増加によって、生息密度の増加を抑制できる。							
	効率性	・狩猟者の捕獲インセンティブ向上により、狩猟者1人あたりの出猟日数が増加し、狩猟による効率的な捕獲が推進できる。							
	民間・市町との役割分担	・県：実施主体、狩猟者への報償金の支払い。市町への補助（県13%） ・市町：事業主体（市町87%）							
	受益と負担の適正化	・シカは広域に行動して被害を発生させるが、共生が図られていれば、被害の抑制を図ることができる。 ・また、本事業により個人が被害の回復（被害補償）を受けるものではなく、県下全域の将来的な被害予防措置であることから、県及び市町負担で実施する。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲目標：(H24)13,300頭 → (H25)20,000頭 ・事業期間：11/15～3/15 ・実施方法：捕獲3頭目から報償金を交付 ・捕獲報償費：銃器、わなともに2,500円/頭～6,500円/頭 								

事務事業評価資料

施策名	生物多様性の保全の推進		所管部局課名	農政環境部環境創造局自然環境課						
事業名	特定外来生物被害対策事業		担当者電話番号	野生鳥獣係 4216						
事業目的	①アライグマ、ヌートリアの迅速かつ効果的な捕獲を進め、分布域拡大の防止を図る ②農業・生活環境被害の低減を図る									
事業内容	市町が行うアライグマ・ヌートリアの捕獲及び安楽死処分の支援 ①対象者：市町 ②補助対象経費：アライグマ・ヌートリアの捕獲及び安楽死処分に要する経費（補助率：県1/2以内） ③事業主体：市町			事業開始年度	平成18年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	10,541千円 (10,541千円)		21,000千円 (21,000千円)		21,000千円 (21,000千円)				
	人件費②	14,620千円	従事人員 1.8人	14,414千円	従事人員 1.8人	14,216千円 従事人員 1.8人				
	総コスト (①+②)	25,161千円	従事人員 1.8人	35,414千円	従事人員 1.8人	35,216千円 従事人員 1.8人				
事業の目標	①年間捕獲頭数の拡大			【目標設定理由】農業被害の防止を図るため、年度ごとに設定 H21：アライグマ3,200頭、ヌートリア7800頭 H22～：アライグマ4,800頭、ヌートリア1,200頭 H24～：アライグマ5,600頭、ヌートリア1,400頭						
	②農業被害面積の減少			【目標設定理由】農業被害の防止を図るため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	年間捕獲頭数	6,000頭/年 7,000頭/年 7,000頭/年	H23 H24 H25	4,237頭 (6千円)	4,658頭 (8千円)	7,000頭 (5千円)	70.6%	66.5%	100.0%	
アライグマ被害予測面積と被害実績面積の差(ha)			41.00 (614千円)	50.00 (708千円)	59.00 (597千円)					
評価結果	必要性	・近年急速に分布を拡大し、農業や生活環境において深刻な被害を及ぼしているアライグマ、ヌートリアの地域からの排除を実現するために必要である。								
	有効性	・市町による捕獲・安楽死処分の経費支援を行うことにより迅速なアライグマ、ヌートリアの防除が進んでいる。 ・アライグマについては、全国的に農業被害が増加している中で、県内の被害額・被害面積ともに減少傾向にある。								
	効率性	・被害の増加が予測されるところ、市町への被害通報体制の整備等の積極的な生息情報の収集によって、捕獲にかかる作業コストを低減させた上で、被害を抑制できている。								
	民間・市町との役割分担	・県：「アライグマ防除指針」の策定、捕獲・安楽死処分の技術的支援 ・市町：事業の実施主体（県補助率：1/2以内）								
	受益と負担の適正化	・本事業により個人が被害の回復（被害補償）を受けるものではなく、県下全域の将来的な被害予防措置であることから、県及び市町負担で実施する。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の、アライグマ、ヌートリアに関する科学的データの蓄積が少ないため、生息頭数の推移は不明であるが、分布域が拡大し、農業被害は依然として高い水準にある。 ・また、外来生物法に基づく被害防止計画を策定する市町も増えており、アライグマ、ヌートリアによる農業被害の拡大が懸念されることから、今後も市町とともに捕獲対策の強化を図る必要がある。 ・捕獲目標：(H25)7,000頭 									

事務事業評価資料

施策名	環境学習・教育の総合的推進		所管部局課名	農政環境部環境創造局環境政策課					
事業名	幼児期の環境学習推進事業 (幼児生物多様性学習推進事業)		担当者電話番号	環境学習係 3398					
事業目的	自然体験等を通じて生命の大切さを学ぶ学習に取り組む幼稚園・保育所での環境学習を推進し、日常的な展開や生物多様性の保全への理解を促進することにより、幼児期から児童期への環境学習・教育の円滑な接続を図る。								
事業内容	ひょうごの体験型環境学習に取り組もうとする幼稚園・保育所が行う職員研修や園児の活動に対して、ひょうごグリーンサポーター等による支援を実施する。			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	5,570千円		4,694千円		556千円			
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円 従事人員 0.1人			
	総コスト (①+②)	6,382千円	従事人員 0.1人	5,495千円	従事人員 0.1人	1,346千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	「日常性」「継続性」のある環境学習に取り組む幼稚園・保育所の全県展開			【目標設定理由】 家庭との連携・地域とのつながりを大切にした環境学習・教育の展開を図るため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	環境学習実践研修参加者	100人・年	H21~ H25	107 (5千円)	106 (5千円)	100 (6千円)	107.0%	106.0%	100.0%
ひょうごっこグリーンガーデン事業実施園数	1,576 (累計)	H19~ H24	300 (累計1,274 19千円)	302 (累計1,576 16千円)		80.8%	100.0%		
評価結果	必要性	・幼稚園・保育所が体験型環境学習に取り組む「きっかけ」づくりについては目標を達成したが、幼稚園教諭・保育士の人材育成や環境学習に係る情報提供、「ひょうごグリーンサポーター」等支援者の紹介などを引き続き行うことにより、各園の日常的、継続的な取組を支援していく必要がある。							
	有効性	・幼児期における環境学習を支援することにより、児童期の小学校3年生「環境体験事業」、小学校5年生「自然学校推進事業」が効果的に行われる。							
	効率性	・幼児期の環境学習・教育を推進するために、幼稚園・保育所を主体とする環境学習・教育の実施が効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・県内の市町立、私立の幼稚園・保育所などで環境学習を地域と連携して実施。 ・県は、体験型環境学習に係る情報収集、手法・事例の紹介やノウハウの提供に努めるとともに指導現場の人材育成を支援し、地域は、子どもたちが自然と触れ合う場の提供や実地指導など各種支援を行う。							
	受益と負担の適正化	・地域・家庭における環境学習・教育の実践活動を支援するため、県の負担は適正である。 ・体験型環境学習は園が経費を負担して実施するものであるが、幼稚園教諭・保育士を対象とした研修に係る経費については県が負担する。							
方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他			
説明	・幼稚園・保育所が「日常性」「継続性」のある環境学習や生物多様性の恵みを実感する学びの場づくりに取り組むために、引き続き、幼稚園教諭・保育士を対象とした「環境学習実践研修」や、「ひょうごグリーンサポーター」等支援者の紹介などの環境学習に係る情報提供を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	電力不足に対応した節電対策	所管部局課名	農政環境部環境創造局環境政策課							
事業名	卓上型LED照明導入事業	担当者電話番号	エコライフ係 2793							
事業目的	ひっ迫する電力事情に対応するため、電力需要ピーク時の節電に貢献									
事業内容	消費電力が少ない卓上型LED照明を本庁舎等に導入し、電力需要ピーク時に執務室の蛍光灯照明を消灯し卓上型LED照明に切り替えることで、電力使用を抑制	事業開始年度	平成24年度							
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額	平成24年度当初予算額	平成25年度当初予算額						
	事業費①	0千円	13,494千円	11,985千円						
	人件費②	従事人員	0人	801千円	790千円	0.1人				
		0千円	0.0人	0.1人	0.1人	0.1人				
総コスト(①+②)	0千円	14,295千円	12,775千円	0.1人						
事業の目標	夏・冬の電力需要ピーク時における本庁舎等の電力使用量削減		[目標設定理由] 本庁舎の電力使用抑制により、電力需要ピーク時の節電に貢献するため							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	本庁舎の使用電力削減量	夏冬ピーク時 ▲193kWh/h	25	- (0千円)	夏冬ピーク時 ▲193kWh/h (74千円)	夏冬ピーク時 ▲193kWh/h (66千円)	-	100%	-	
評価結果	必要性	・平成25年度以降も関西地域の電力不足が懸念される中、大規模な事業者である県として、率先した節電取組の実施が必要である。								
	有効性	・特に節電が求められる夏・冬の電力需要ピーク時に、執務室の蛍光灯照明を消灯し、より使用電力の少ない卓上型LED照明に切り替えることにより、確実に本庁舎等の電力使用を抑制できる。								
	効率性	・改修によらず節電を実行できることから、費用・時間とも効率的に電力使用量を削減できる。								
	民間・市町との役割分担	・県が大規模な一事業者として率先した節電取組を実施することにより、市町・民間・家庭の取組を促進する。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	・電力不足が懸念される期間の一時的な対応であることから、一定期間のリース契約で実施 ・リース契約後は、関西地域の電力事情の動向を踏まえ別途検討									

事務事業評価資料

施策名	電力不足に対応した節電対策		所管部局課名	農政環境部環境創造局環境政策課					
事業名	住宅用創エネルギー設備導入特別融資事業 (家庭用燃料電池導入特別融資)		担当者電話番号	政策係 3327					
事業目的	家庭用燃料電池の普及促進								
事業内容	家庭用燃料電池の導入に対して低利な融資を実施 1) 融資対象者 自ら居住する住宅に家庭用燃料電池を設置する県内在住の個人 2) 融資金利 1% (償還期間を通して固定金利) 3) 融資限度額 1設備あたり200万円以内 4) 償還期間 10年以内				事業開始年度	平成24年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 346,154千円		(0千円) 352,924千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円 従事人員 0.2人			
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	347,756千円	従事人員 0.2人	354,504千円 従事人員 0.2人			
事業の目標	家庭用燃料電池の設置数の増加			[目標設定理由] 家庭用燃料電池の普及促進					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	家庭用燃料電池の融資件数	300台 300台	H24 H25	- (0千円)	3台 (115,919千円)	300台 (1,182千円)	-	1.0%	-
評価結果	必要性	東日本大震災以降、定期検査後の原子力発電所の再稼働が困難となっており、関西電力管内においても電力需給が逼迫していることから、当面のエネルギー確保及び節電を推進するため、家庭用燃料電池の導入を促進する必要がある。家庭用燃料電池の導入には約250万円程度かかり、多額の初期投資が導入の妨げとなっていることから、費用負担を大幅に軽減する融資制度が必要である。							
	有効性	融資条件を満たせば、すべての県民が利用でき、県が資金を金融機関に預託することにより、借受者は低利で融資を受けることができるため、導入促進効果が高いと考えられる。							
	効率性	個々の融資の審査や融資実行・償還事務は金融機関が行い、県は資金預託及び貸付予定者の認定事務を行うなど、効率的な事業実施を図っている。							
	民間・市町との役割分担	民間金融機関との協調融資で行うことにより、金融機関各支店が利用可能となるほか、融資の審査、実行、償還は金融機関が行い、県は資金預託及び貸付予定者の認定事務を行うなど、役割分担を行っている。							
	受益と負担の適正化	家庭用燃料電池の設置を条件とした低利融資とし、受益者にも応分の負担を求めている。 (融資利率：1%)							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	当面のエネルギー確保及び節電を推進するため、家庭用燃料電池の導入を促進する必要がある。県が資金を金融機関に預託することにより、借受者は低利で融資を受けることができるため、導入促進効果が高いと考えられる。								

事務事業評価資料

施策名	電力不足に対応した節電対策		所管部局課名	農政環境部環境創造局環境政策課					
事業名	住宅用創エネルギー設備導入特別融資事業 (家庭用蓄電池導入特別融資)		担当者電話番号	政策係 3327					
事業目的	家庭用蓄電池の普及促進								
事業内容	家庭用蓄電池の導入に対して低利な融資を実施 1) 融資対象者 自ら居住する住宅に家庭用蓄電池を設置する県内在住の個人 2) 融資金利 1% (償還期間を通して固定金利) 3) 融資限度額 1設備あたり200万円以内 4) 償還期間 10年以内				事業開始年度	平成25年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 115,385千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	1,580千円 従事人員 0.2人			
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	116,965千円 従事人員 0.2人			
事業の目標	家庭用蓄電池の設置数の増加			[目標設定理由] 家庭用蓄電池の普及促進					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	家庭用蓄電池の融資件数	100台	25	0台 (0千円)	0台 (0千円)	100台 (1,170千円)	0.0%	0.0%	-
評価結果	必要性	東日本大震災以降、定期検査後の原子力発電所の再稼働が困難となっており、関西電力管内においても電力需給がひっ迫している。現在節電取組が進められているが、家庭部門における節電量は未だ低い状態であることから、家庭部門における更なる節電・ピークカットを進めるとともに、計画停電や非常時への備えとしても、家庭用蓄電池の導入を促進する必要がある。家庭用蓄電池の導入には最大で約300万円程度かかり、多額の初期投資が導入の妨げとなっていることから、費用負担を大幅に軽減する融資制度が必要である。							
	有効性	融資条件を満たせば、すべての県民が利用でき、県が資金を金融機関に預託することにより、借受者は低利で融資を受けることができるため、導入促進効果が高いと考えられる。							
	効率性	個々の融資の審査や融資実行・償還事務は金融機関が行い、県は資金預託及び貸付予定者の認定事務を行うなど、効率的な事業実施を図っている。							
	民間・市町との役割分担	民間金融機関との協調融資で行うことにより、金融機関各支店が利用可能となるほか、融資の審査、実行、償還は金融機関が行い、県は資金預託及び貸付予定者の認定事務を行うなど、役割分担を行っている。							
	受益と負担の適正化	家庭用蓄電池の設置を条件とした低利融資とし、受益者にも応分の負担を求めている。 (融資利率：1%)							
実施方針	方向性	新規 拡充		継続		実施手法の見直し			
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	家庭部門における更なる節電・ピークカットの推進及び非常時への備えとして、家庭用蓄電池の導入を促進する必要がある。 県が資金を金融機関に預託することにより、借受者は低利で融資を受けることができるため、導入促進効果が高いと考えられる。								

事務事業評価資料

施策名	低炭素社会の実現に向けた施策の展開		所管部局課名	農政環境部環境管理局温暖化対策課					
事業名	住宅用創エネルギー設備導入特別融資事業 (住宅用太陽光発電設備設置特別融資)		担当者電話番号	推進係 内線 3 3 6 6					
事業目的	住宅用太陽光発電の普及促進								
事業内容	住宅用太陽光発電設備の導入に対して低利な融資を実施 1) 融資対象者 自ら居住する住宅に太陽光発電設備を設置する県内在住の個人 2) 融資金利 1% (償還期間を通して固定金利) 3) 融資限度額 1設備あたり500万円以内 4) 償還期間 10年以内				事業開始年度	H23(補正予算)~			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 260,746千円		(0千円) 2,610,422千円		(0千円) 3,037,856千円			
	人件費②	10,559千円	従事人員 1.3人	10,410千円	従事人員 1.3人	10,267千円 従事人員 1.3人			
	総コスト (①+②)	271,305千円	従事人員 1.3人	2,620,832千円	従事人員 1.3人	3,048,123千円 従事人員 1.3人			
事業の目標	住宅用太陽光発電の普及促進			[目標設定理由] 住宅用太陽光発電の普及促進					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	融資件数	1,350件 2,000件	23 24~	335件 (778千円)	370件 (7,055千円)	2,000件 (1,519千円)	24.8%	18.5%	100.0%
住宅用太陽光発電設置kW数	176MW	24	148MW (8千円/kW)	176MW (94千円/kW)	-	84.1%	100.0%	-	
評価結果	必要性	温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の防止を図るため、住宅用太陽光発電の導入を促進する必要がある。住宅用太陽光発電設備の導入には約200万円以上かかり、多額の初期投資が導入の妨げとなっていることから、費用負担を大幅に軽減する融資制度が必要である。							
	有効性	融資条件を満たせば、すべての県民が利用でき、県が資金を金融機関に預託することにより、借受者は低利で融資を受けることができる。住宅用太陽光発電の設置kW数は大幅な増加傾向を示しており、事業実施の効果が表れている。							
	効率性	個々の融資の審査や融資実行・償還事務は金融機関が行い、県は資金預託及び貸付予定者の認定事務を行うなど、効率的な事業実施を図っている。							
	民間・市町との役割分担	民間金融機関との協調融資で行うことにより、金融機関各支店が利用可能となるほか、融資の審査、実行、償還は金融機関が行い、県は資金預託及び貸付予定者の認定事務を行うなど、役割分担を行っている。							
	受益と負担の適正化	住宅用太陽光発電の設置を条件とした低利融資とし、受益者にも応分の負担を求めている。 (融資利率：1%)							
実施方針	方向性	新規 廃止	縮小 (拡充)	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	初期投資の費用負担が大幅に軽減されることから県民の関心が高く、住宅用太陽光発電の普及に資することから、H25年度は融資限度額を1設備あたり500万円に拡充して引き続き実施する								